令和９年度

国の施策・予算に関する

緊急提案・要望

令和８年11月

京都市

CITY OF KYOTO

国や全国の自治体と共に、活力ある日本の未来を創造するために

京都市政の推進に当たり、格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

京都市は、日本中・世界中の人々から、住みたい、働きたい、活躍したいと思われ、選ばれるまちづくりを進めております。京都の本質的な価値や魅力に共感する多彩な人々が国内外からつどい、つながり、交ざり合うことで、新たな文化や産業を創出し、都市全体の魅力や活力を向上させてまいります。そして、生まれた都市の活力を市民生活の豊かさの向上につなげ、更なる好循環を創出してまいります。同時に、多様な主体と対話を重ね、社会総がかりで課題の解決に取り組む「新しい公共」を推進し、すべての方が個性を発揮しながらいきいきと活躍される「居場所」と「出番」のあるまちをつくり、「突き抜ける世界都市 京都」の実現を目指してまいります。

人口減少、特に若い世代の流出、高齢化が進む中での地域コミュニティの維持、様々な分野での担い手・後継者不足、観光課題対策等、課題は山積していますが、市民の皆様はもとより多様な主体の参画の下、対話を重ねながら、国が推進する「地域未来戦略」の動きとも軌を一にし、京都府、周辺自治体や政令指定都市等と連携して全国のモデルとなる取組を京都から展開・発信してまいります。

また、文化庁との連携を一層深め、オール京都・オール関西で、文化と経済の好循環の創出に向けた取組を進めるとともに、京都国際会館の拡張整備や国立文化財修理センターの京都設置に向けた取組等に尽力し、社会課題の解決やウェルビーイングの向上につながる文化の力を、京都から日本へ、そして世界へ発信してまいります。

京都市の令和７年度決算は、突き抜ける世界都市の実現に向けた施策を積極的に展開する中でも、計画どおりに過去負債を返済し、持続可能な行財政運営に向けて着実に前進しております。地方交付税の確保をはじめ、国の力強い御支援に厚く御礼申し上げます。今後、社会福祉関連経費の増加、インフレによる金利や労務・資材単価の上昇等を踏まえ、緊張感を持った財政運営の下、市民の皆様のいのちと暮らしを守り、京都経済の下支え・成長支援に取り組むとともに、攻めの都市経営を展開し、行政資源の的確なマネジメントによる戦略的な投資を進めてまいります。

京都は、東京以外に全国で唯一現役の御所を有し、千年を超えて皇位継承の舞台となり、我が国の都として、歴史・文化を紡いでまいりました。今後とも、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運醸成に取り組んでまいります。

引き続き、京都府、京都商工会議所をはじめとする経済団体、文化団体等と共に、東京と京都が我が国の都としての機能を双方で果たしていく「双京構想」の実現に向けた取組を重ねてまいります。

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するため、京都市ならではの役割を果たすことを志すものです。一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。

京都市長 松井孝治

【目次】

	提案・要望項目	ページ
1	就業者負担軽減支援金（所得に応じたきめ細かな給付）における、地方の実情を十分に踏まえた制度設計等	〈4ページ〉
2	地方交付税の必要額の確保	〈6ページ〉
3	原油価格・物価高騰等を踏まえた事業者・市民生活に対する支援の充実	〈10ページ〉
4	地域未来交付金（地域未来推進型）の十分かつ安定的な予算確保など、「地域未来戦略」における地域の主体的な取組の支援	〈12ページ〉
5	持続可能な観光の実現に向けた支援の充実	〈16ページ〉
6	「民泊」に関する課題検証及び制度見直し	〈22ページ〉
7	文化芸術に対する一層の支援等	〈24ページ〉
8	伝統産業製品の販路開拓に向けた支援の充実	〈30ページ〉
9	中小企業の更なる成長や事業継続に向けた支援	〈32ページ〉
10	京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置	〈36ページ〉
11	教育環境の充実	〈38ページ〉
12	子ども・子育て支援の充実	〈44ページ〉
13	福祉施策の更なる充実と十分な財政支援	〈48ページ〉
14	地域手当の見直しに関して、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持	〈54ページ〉
15	自治体情報システム標準化の目的実現に向けた確実な財政措置	〈56ページ〉
16	気候変動対策等の更なる推進に向けた取組の強化及びごみ処理に関する支援の拡充	〈58ページ〉
17	持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等	〈64ページ〉

	提案・要望項目	ページ
18	市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援	〈68ページ〉
19	公共施設等適正管理推進事業債の恒久化等	〈72ページ〉
20	安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や国土強靭化・防災対策の推進	〈74ページ〉
21	国土強靭化・防災対策としての広域的な道路ネットワークの構築	〈75ページ〉
22	上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援	〈76ページ〉
23	歴史的建築物（京町家等）をはじめとする地域資源の保全・継承・活用の推進に向けた税制の充実や見直し等	〈80ページ〉
24	新築マンションの価格高騰への対応に係る所要の措置	〈84ページ〉

（内閣官房、総務省）

【提案・要望事項】

1　就業者負担軽減支援金（所得に応じたきめ細かな給付）における、地方の実情を十分に踏まえた制度設計等

○　全国共通の国施策である就業者負担軽減支援金（所得に応じたきめ細かな給付）については、基礎自治体として実施している他の行政サービスに影響が生じることがないよう、国の責任において適切に実施されるべきものである。

○　国自身が給付事務を直接執行する仕組みが構築されるまでの間、地方自治体においてその事務を行うに当たり、以下のとおりお願いしたい。

⑴　提案・要望

○　給付事務の円滑な執行への支援

・　迅速かつ正確に国民へ支援金を支給できるよう、制度設計において指定都市を含めた地方自治体からの実情を踏まえた意見を十分に反映させ、通常の行政サービスの提供に支障が生じない簡素な制度及び事務手続とすること。また、地方自治体が十分な準備期間を確保できるよう、対象者や支援額等に係る制度の詳細を速やかに示すこと。

○　確実な財政措置

・　「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」で定められたとおり、地方自治体の財源確保に配慮し、飲食料品消費税率の引下げに伴う地方の減収補填及び就業者負担軽減支援金の支給に要する費用は、国の責任において確実に措置すること。また、制度導入時のみならず後年度に継続して生じるシステム運用・改修費や問合せ対応等の事務費についても、地方自治体に実質的な財政負担が生じないよう、国の責任において確実かつ持続的な財政措置を適切なタイミングに講じること。

⑵　現状・課題

○　「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」の中で、地方の費用負担について、国の責任で補填する考え方が示されたが、国と地方の具体的な役割分担をはじめ、事務の執行体制やシステムのあり方、対象者や支援額等の詳細など、制度実施に向けた準備を進める上で必要不可欠な事項について、なお明らかになっていない点が多く残されている。

○　本支援金の導入に当たっては、「国と地方の協議の場」において、地方の実情や意見を踏まえ、円滑な事務執行に向けた支援策や国における財源措置等、一定の配慮が示されているものの、大都市特有の大量の対象者抽出や提出書類の審査、コールセンターや窓口対応等の膨大な事務負担を考慮したものとは言い切れない。

○　個人ごとに支援額が異なる複雑な制度案が示されているが、同様であった令和６年度及び７年度に実施した定額減税を補足する給付金については、制度運用開始までに支給要件の一部が確定しない等、対象者抽出をはじめとする事務執行に大きな負担が生じ、一部の市民にも混乱を来した。

○　本支援金は、単年度限りの臨時給付ではなく毎年度継続する恒久的な制度であることから、導入時のみならず後年度にわたって発生する事務費の財源確保や、国全体での事務の最適化に向けた継続的な検討が必要である。国民の理解の下で円滑に実施にできるよう、制度の意義や目的、具体的な仕組みについて、あらゆる媒体を活用し、国民に対して十分な周知・広報を行っていただきたい。

○　なお、非課税者についても積極的に確定申告するよう広報する場合、支援額への影響や申告方法に関する自治体への問合せが想定されるため、国のコールセンター及び国税部門において責任をもって対応することが求められる。

○　支援額決定後に所得情報等が修正された場合は、一定の期間は対応を行う案が示されているが、確定申告期限から支援額決定までに数か月程度の時間的猶予があることに鑑み、対応不要とする方向で検討いただきたい。

○　また、今般示された国と地方の役割分担は固定化せず、将来的に国が直接執行することや、各自治体による個別のシステムやコールセンターの整備・運用等の重複投資を避けるためにも、国が一元的にインフラや問合せ体制を構築・提供する等、国全体で最も効率的かつ最適な制度・執行体制となるよう、「国と地方の協議の場」等において継続的に検討を行っていただきたい。

（総務省）

【提案・要望事項】
2　地方交付税の必要額の確保

○　地方税収が増加する直近の状況において、住民ニーズに的確に応えつつ、様々な行政サービスを安定的に提供するために必要な地方交付税を確保いただいていることに御礼申し上げる。

○　他方、人口減少社会の中、必要な行政サービスを持続的に提供していくに当たっては、今後増大することが見込まれる行政・地域社会のデジタル化や福祉などの財政需要を適切に計上するとともに、未だ十分に措置されていない大都市の財政需要等に配慮した交付税算定が不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

⑴　提案・要望

○　地方交付税について、今後も増大する財政需要や大都市需要にも配慮しつつ、必要額を確保すること。

⑵　現状・課題

○　今後、行政・地域社会のデジタル化や福祉など、財政需要の更なる増加が懸念されるとともに、未だ大都市の財政需要が十分に反映されていない事例（参考①）もある。

○　また、近年の物価上昇を踏まえた官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた国からの通知を踏まえ、京都市としても契約において物価上昇の反映に努めている。京都市においても、物価高騰・労務単価上昇や地価の上昇（特に本市は変動率が大きい）に伴い、公共事業や行政サービス委託に係るコストが増大（参考②・③）し、市民ニーズに対応する新たな施策を実施するための財源が圧迫されている。行政サービスを継続的に実施するためにも財政需要の算定に当たっては、引き続き、物価上昇を適切に見込んでいただく必要がある。

○　総務省の令和９年度予算概算要求では、一般財源総額を令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保し、経済・物価動向を的確に反映することとされている。また、今後の国税収入・地方税収入や地方負担の状況等により財政収支に大幅な不足が見込まれる場合の交付税率の引き上げ、さらに、補正予算依存からの脱却などの国の予算編成の転換に対応するための適切な措置や経済・物価動向等の反映については、事項要求とされている。

○　京都市は、他市町村と同様、厳しい財政状況に変わりはない（参考④・⑤）ことから、今後も増大する財政需要を地方財政計画に計上し、一般財源総額について十分な額を確保するとともに、大都市需要にも配慮した算定としつつ、必要な地方交付税を措置いただきたい。

＜参考①　財政需要が十分に措置されていない事例＞

項目	内容
観光需要	清掃費で観光地のごみ処理に係る割り増しがあるものの、入湯税納税義務者数が算定指標であり、温泉地以外の財政需要が十分に反映されていない。 持続可能な形での観光立国に向けては、面として地域の観光政策を推進することが必要であることから、速やかに観光客数等の観光実態を把握する統計の整備をしたうえで、必要な財政需要を的確に反映すること。
事業所税	京都市をはじめ指定都市等一部の自治体では、都市環境の整備・改善事業に要する費用に充てる目的税として、事業所税を徴収しているが、税収規模が大きく、使途が包括的に規定されていること等を理由に、税収の一定割合（75%）が基準財政収入額に算入されており、事実上、課税団体の交付税が減額されている。事業所税は、課税団体が大都市等 77 団体に限られる偏在が著しい税源（指定都市等の固有財源）であり、本来、普通交付税の算定において、基準財政収入額へ算入する性格のものではない。 同じ目的税である都市計画税や入湯税は、基準財政収入額に算入されていないことも踏まえ、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を対象とする基準財政収入額へ算入しないこと。仮に現行制度を継続する場合は、課税団体に限定し、基準財政収入額への算入額と同等の基準財政需要額を割増算入すること。

※　上記のほか、担い手不足への対応が迫られる中、喫緊の課題である行政運営の効率化を早急に進めていくためには、チャットツールや AI 利用といった取組に対する財政支援も必要

＜参考②　京都市の指定管理料の状況＞

指定管理料の変動事例　（千円）

	R7	R8	前年比
市立浴場	202,746	225,390	111.2%
いきいき市民活動センター	186,098	206,849	111.2%

※R8年度に閉鎖予定の浴場除く

＜参考③　地価変動率（前年度（R7）からの比較）＞

地価変動率（前年度(R7)からの比較）　（単位：%）

	京都市	全国	三大都市圏（東京・大阪・名古屋）	地方圏
住宅地	3.6	2.1	3.5	0.9
商業地	10.1	4.3	7.8	1.6

※　地価上昇に伴い、文化的価値のある建物（京町家等）の維持経費や、道路整備等に伴う用地取得費、人口流出・地価上昇の背景にある観光需要拡大に伴う対応等に影響が生じる。

＜参考④　各都市の財政状況（令和６年度）＞

経常収支比率の状況

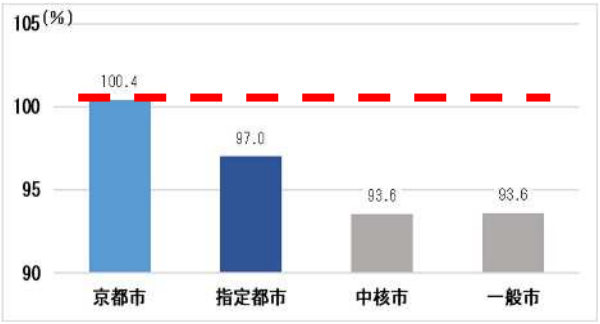

※　地方財政状況調査を基に作成

人口一人当たりの財政調整基金の残高

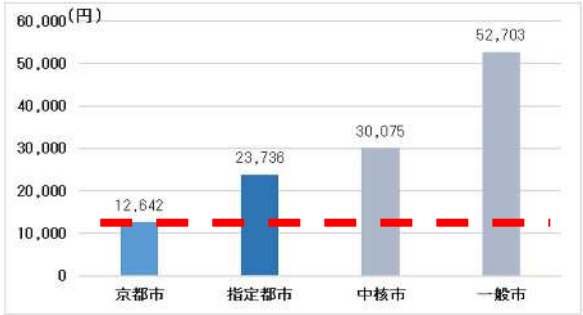

※　地方財政状況調査を基に作成

＜参考⑤　京都市の財政状況＞

○　徹底した行財政改革と都市の成長戦略により、財政状況は一定改善したものの、計画外に取り崩した公債償還基金残高は 390 億円に上るとともに、行政改革推進債等の特例的な市債を発行してきたこともあり、市民一人当たりの市債残高は指定都市の中でも高水準にある。

○　民間活力の導入も含めて効率化を図りつつ、将来世代に向けた新たな投資も進め、過去に計画外に取崩した公債償還基金の積戻しを行うなど、持続可能な行財政運営の確立に向けた取組を図っている。一方で、景気変動や金利上昇といった社会経済情勢の変化等のリスクへの懸念等、依然、油断できない状況にあることから、社会経済情勢等に応じた不断の点検を行うとともに、将来負担を適切にコントロールしながら、京都の価値を高める施策へ重点的に配分していく。

京都市の地方交付税・市税収入等の推移（交付税はピーク時から 612 億円・47%の減）

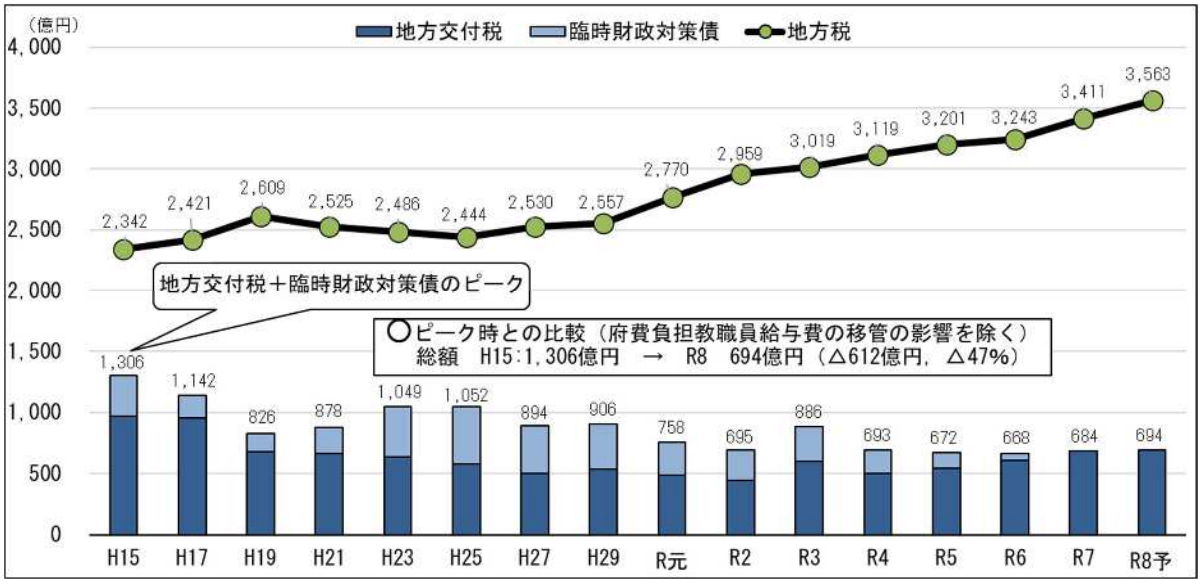

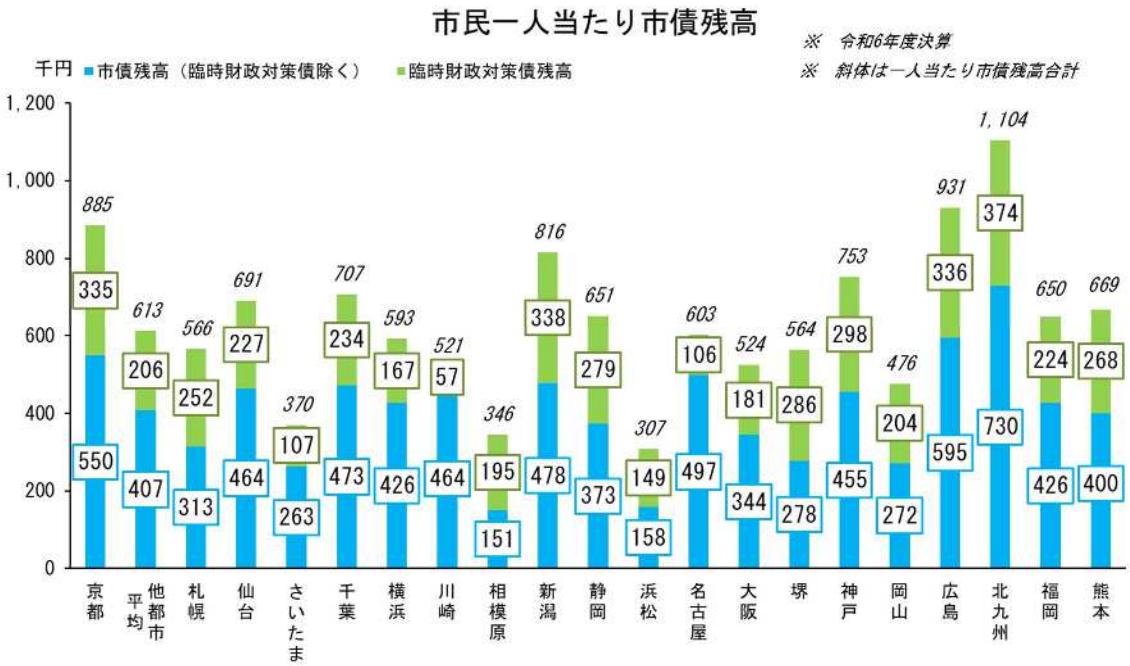

（こども家庭庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省）

【提案・要望事項】市・府共同提案

3　原油価格・物価高騰等を踏まえた事業者・市民生活に対する支援の充実

１　燃料油や石油由来製品の安定供給に向けた対策強化
２　地域公共交通事業者等に対する支援
３　経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援
４　社会福祉施設や医療機関等に対する支援
５　国庫補助負担金の算定基礎への物価上昇分の反映

○　原油価格・物価高騰に対し、国においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等により、地方自治体を支援いただいたことに御礼申し上げる。

○　京都経済は全体として持ち直しの傾向にあるが、この間の物価高騰に加え、中東情勢の影響による燃料油や石油由来製品の価格高騰などで事業活動に影響が出るとともに、市中金利上昇に伴う負担増加も踏まえると、引き続き事業者や市民生活の下支え等が欠かせない状況にある。

○　この間、政府においては、燃料油に係る緊急的激変緩和措置や、安定供給に向けた代替調達の加速化、流通の目詰まり解消に向けた相談窓口の設置等の対策を講じていただいているが、市民生活及び事業活動に重大な支障が生じないよう、以下のとおりお願いしたい。

１　燃料油や石油由来製品の安定供給に向けた対策強化

⑴　提案・要望

○　燃料油・石油由来製品が今後も継続的に安定供給されるよう、市民生活や事業活動において必要となる原油の総量を確保すること。また、供給の偏りや流通段階での目詰まりが生じないよう、引き続き、状況を注視し必要に応じ対策を講じること。

２　地域公共交通事業者等に対する支援

⑴　提案・要望

○　燃料油価格の高騰に対しては、情勢が落ち着くまでの当面の間、国による激変緩和措置を継続・拡充するとともに、新たに市バス・民間バスをはじめ、地域公共交通事業者等に対する補助制度を創設し、更なる支援を行うこと。

○　燃料油の調達について、地域公共交通事業者等が安定的に確保できる環境を整備しつつ、確実かつ穏当な価格での調達、確保のための柔軟な仕組みを検討すること。

３　経営への影響が深刻な中小企業等に対する支援

⑴　提案・要望

○　中東情勢の影響等を踏まえ、エネルギーや資材等の安定供給及び価格低減に向け、中小企業・小規模事業者の実態を把握のうえ、実効性のある措置を講じるとともに、幅広い業種が活用しやすい支援制度の構築や要件変更など、中小企業等の経営や雇

用の安定に向けた支援策を継続・拡充すること。

また、中小企業等の資金繰りについては、市中金利上昇に伴う負担増加も踏まえ、セーフティネット保証制度における幅広い業種の指定や認定要件の緩和、信用保証料率の引き下げのほか、既往債務に対する新たな借換保証制度の創設や条件変更に伴う追加の信用保証料率の引き下げなど、支援の充実を図ること。

○　構造的な賃上げの実現に向け、労務費を含めた適正な価格転嫁がサプライチェーン全体で定着するよう、委託事業者への指導・監視の徹底に加え、取適法・振興法の周知徹底を図ること。また、中小受託事業者が円滑に価格交渉・価格転嫁を行える環境づくりや、業務改善助成金等の拡充など、中小企業等を取り巻く環境整備に一層取り組むこと。

４　社会福祉施設や医療機関等に対する支援

⑴　提案・要望

○　社会福祉施設や医療機関等について、制度ごとに報酬単価や公定価格等が改定され、厚生労働省における令和９年度の概算要求においても、予算編成過程において検討することとされているが、昨今の世界情勢による原油価格高騰を背景として、今後も物価上昇が継続する可能性が高い。加えて、社会福祉施設は公定価格での運営となり、物価上昇分を利用者に価格転嫁できないことから、影響を速やかに調査し、令和９年度の報酬改定等を待たず、必要に応じて追加の財政措置を行うこと。

５　国庫補助負担金の算定基礎への物価上昇分の反映

⑴　提案・要望

○　物価高騰等への対応に当たっては、物価上昇分を国庫補助負担金の算定基礎に時機を逸さず反映したうえで、地方自治体の独自施策として実施すべき部分は地方向け交付金を措置すること。

６　京都市の取組

○　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も活用しながら、原油価格や物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担軽減を実施している。

総額：　50,065 百万円

※　令和６年度から令和８年度（令和８年度は予算額）

＜主な取組内容＞

- 物価高に対する市民生活支援（4,874 百万円）
- 学校給食費の保護者負担支援（5,983 百万円）
- 福祉、子育て施設における運営費に対する支援（1,839 百万円）
- 中小企業や小規模事業者等の事業活動継続に向けた支援（636 百万円）
- 地域公共交通等の運行維持に向けた支援（680 百万円）　　など

○　中東情勢等の影響による原材料高や資材の入手難など厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、令和８年７月から京都府・京都市協調の制度融資「小規模企業おうえん資金（中東情勢対応枠）」を全額単費で創設するとともに、「あんしん借換資金（緊急枠）」の要件を緩和した。

（内閣官房、内閣府、経済産業省）

【提案・要望事項】 市・府共同提案
4 地域未来交付金（地域未来推進型）の十分かつ安定的な予算確保など、「地域未来戦略」における地域の主体的な取組の支援

○ これまでの地方創生の交付金（地方創生推進交付金（H28-R4）、デジタル田園都市国家構想交付金（R4-R6）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（R7））に引き続き、「地域未来交付金（R8-）」においても、歴史と文化が息づく京都市ならではの未来に向けた取組の重要性を認めていただき、支援いただいていることに御礼申し上げる。

○ 京都市では、令和７年 12 月に、京都のまちの羅針盤として、京都市と京都市民の今後の四半世紀の在り方を展望する「京都基本構想」を策定した。構想を拠り所とし、すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市 京都」の実現に向けた「新京都戦略（R8.3 改定）」に基づき、新たな京都を切り拓いていくこととしている。

○ 今後、全国的な人口減少の進行が想定される中で、京都市においても様々な分野での担い手不足が表面化しているとともに、都市の活性化に向けた新たな産業・雇用の創出の必要性が明らかになっている。市民生活を守り、世界から愛される京都の文化や産業を引き続き育んでいくため、今一度、京都の本質的な価値・魅力に立ち返り、取組を進めてまいりたい。国においては、以下のとおり、地方創生の取組の継続・充実による後押しをお願いしたい。

⑴ 提案・要望

○ 「地域未来戦略」の推進に当たり、「強い地域経済の構築」においては、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図るため、「地域産業成長プラン」の推進に向け、支援内容の早期具体化と十分かつ安定的な財政支援措置を図ること。

○ 「豊かな生活環境」や「選ばれる地方の実現」など、強い経済の下支えのため、引き続き、自治体の規模に応じた柔軟な支援制度の構築や十分かつ安定的な予算を確保すること。また、地域を支える産業の振興やイノベーション創出、産学官連携による（京都を含む）地域における大学の振興及び若者の雇用創出、地方への定住・移住の推進をはじめ、人口減少社会の克服、東京一極集中の是正に向けた各地域の主体的な取組を、財政面含め強力に支援すること。

⑵ 現状・課題

○ 京都市においては、大学卒業後の若者や働き盛りの世代を中心に人口流出が続いており（参考①）、全国と同様に加速する少子化（参考②）への対策と併せ、人口減少対策として、国内外から人々を惹きつけ、京都に住み、働く価値を感じられるまちづくりを全庁的に進めている。

○ 特に、京都市の強みでもある、文化や観光、産業を他分野と混ざり合わせること、大学・学生の可能性を都市の活力に繋げていくことなどにより更に発展させていく考えのもと、同交付金も活用し、以下の取組を実施している。

① 文化を基軸とした豊かさの向上
- ➢ 伝統文化・音楽・現代アートなど多様な文化に、誰もが触れる機会の創出
- ➢ 文化の創造・継承環境の整備など、文化の担い手や支え手の育成・支援
- ➢ 文化遺産の保存と活用の好循環　など

② 市民生活と観光の調和
- ➢ 観光課題対策の強化、市民の理解と共感の輪の拡大
- ➢ 府市連携による周遊観光、暮らしの文化等の京都の魅力を活かした付加価値の向上
- ➢ 多彩な人の交ざり合い、京都の文化の継承・発展につながる観光振興　など

③ 産業・経済の創造拠点としての京都の強みの磨き上げ
- ➢ オフィス空間・産業用地の創出と企業立地支援を両輪に企業立地を促進
- ➢ 府市連携による広域での半導体関連産業の振興など、国の産業政策の潮流を踏まえた産業振興・企業立地の促進
- ➢ スタートアップの経営人材の確保等への支援　など

④ 若い世代に選ばれる子育て・教育環境
- ➢ 子育て、教育、住まい、働く場等の環境整備による、定住・移住促進
- ➢ 高大連携による探究型教育、留学生や国内外の研究者に選ばれる環境の整備など

○ こうした地域独自の課題に取り組む財源は必ずしも十分でなく、地域未来交付金等により、引き続き、持続的・安定的な財源保障がなされることが必要である。

○ また、「地域産業成長プラン」に関しては、京都府と連携し策定中である。加えて、京都府・市では、半導体関連産業の振興に向けた戦略を別途策定し、半導体供給能力を下支えする半導体製造装置・コンポーネント分野を含めた産業集積の強化や企業立地の促進に取り組もうとしており、地域の持続的な経済発展には、これら半導体製造装置等をはじめ、多岐に亘る高度な産業技術や豊かな地域資源の一層の活用が不可欠である。

＜参考①　京都市の年代別の社会動態（令和７年中・日本人住民）＞

（単位：人）

年代	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44
社会増減数	△617	△169	+28	+2,562	+117	△1,379	△1,082	△399	△104

年代	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-	合計
社会増減数	+87	+35	+69	+62	+45	△3	△34	△52	△21	△855

＜参考②　近年の自然動態＞

（単位：人）

年	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
出生数	11,323	10,677	10,262	9,900	9,548	9,090	8,591	8,109	7,346	7,232
死亡数	14,130	14,582	14,959	15,036	15,229	15,835	17,054	17,274	17,490	17,357
増　減	△2,807	△3,905	△4,697	△5,136	△5,681	△6,745	△8,463	△9,165	△10,144	△10,125

＜参考③　直近の地方創生推進交付金（※）の採択状況（申請額・採択額等の推移）＞

	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
申請額	3 億 2,485 万円	4 億 2,120 万円	3 億 5,060 万円	4 億 8,833 万円	8 億 5,590 万円
採択額	3 億 2,485 万円	3 億 2,712 万円	3 億 2,385 万円	4 億 1,568 万円	8 億 2,053 万円
決算額（最終交付額）	2 億 8,690 万円	3 億 1,915 万円	3 億 2,177 万円	4 億 212 万円	－

※　ただし、令和４年～６年度は「デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）」、令和７年度は「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）」、令和８年度は「地域未来交付金（地域未来推進型）」

（デジタル庁、文化庁、国土交通省、観光庁）

【提案・要望事項】市・府共同提案

５　持続可能な観光の実現に向けた支援の充実

１　バスの「市民価格」の実現に向けた支援

２　市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実

３　観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実

４　国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用拡大

５　京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援

６　観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援

７　MICEの誘致に向けた支援

○　国においては、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けて、住民を含めた地域の関係者による協議の場の設置、協議に基づく計画策定や取組を包括的に支援する令和８年度「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」において、京都市の計画を採択していただいたことに御礼申し上げる。

○　また、京都市では、「多彩な共創で未来を切り拓く観光・MICE」を目指す「京都観光・MICE 振興計画 2030」を策定した。本計画を議論する審議会には観光庁、文化庁にも御参画いただき、重ねて感謝申し上げる。外国人観光客の急増など、大きな変化の波にさらされる中ではあるが、「京都基本構想」において掲げる京都の本質的な魅力・京都のまちのあるべき姿を見つめなおし、取組を進めてまいりたい。

○　目指す姿の実現に向けては、地域の実情を踏まえた国からの支援が必要不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

１　バスの「市民価格」の実現に向けた支援

⑴　提案・要望

○　バスの「市民価格」は、市民の運賃を市民以外よりも割安にすることで、市民に観光が市民生活の豊かさにつながることを実感いただき、観光客と共存する機運の醸成につなげ、市民生活と観光の調和を目指すもの。本取組により観光に対する市民の共感の輪が広がれば、市民だけでなく、観光客にとってもメリットがある。また、市民・市民以外を問わない混雑対策や渋滞対策と合わせて実施することで、運賃割引が市民の利用促進、市民のマイカーからバス利用への転換を促進し、交通渋滞の緩和やバスの定時性の確保にもつながることが期待できる。令和９年度中の制度実現及び円滑な実施に向けて、取組を進めているバスの「市民価格」について、引き続き支援をお願いしたい。

○　市バスと共に市域のバスネットワークを支える民間バスにおいても、「市民価格」を実施し、広く市民にその効果を実感いただく必要があることから、民間バスでの実施に向けて、積極的な財政支援をお願いするとともに、既存の国庫補助の上限額の引上げなど、支援の充実をお願いしたい。

⑵ 現状・課題

○　京都市では、観光利用の回復に伴い、市バスの一部の路線・時間帯で混雑が生じ、市民生活に御負担・御迷惑をおかけしている。

○　引き続き、市バスの混雑対策等の取組を着実に実施するとともに、バスの「市民価格」の令和９年度中の実現に向け、国の御支援をいただきながら、スピード感を持って取り組んでいるところである。

○　令和８年度は、詳細な制度設計のための検討・協議を進め、制度内容等について、様々な媒体を通じて市民周知・PR（予算額：1,000 万円）に取り組むとともに、市バスにおいて市民と市民以外を識別するシステムの構築（債務負担行為）に着手する。また、市バスに加え、民間バスも市民生活や観光の足を担っており、広く市民に観光の効果を実感いただくためには、民間バスにおいても、「市民価格」を実施する必要がある。このため、民間バスに対しては、「市民価格」の実施に必要となる識別システム導入に係る経費を支援（予算額：2 億 6,100 万円）する。

○　バスの「市民価格」は、全国初のパイロットプロジェクトであり、京都市のみならず、オーバーツーリズム対策として全国展開できることも想定されることから、課題の解消に向け、引き続き、緊密な連携をお願いしたい。

○　また、一部民間バスにおいては、識別システム導入に対応するため、運賃箱等の更新を行う予定をしており、その経費の負担が課題となっている。この機器更新により、スムーズな運賃収受や、多言語化等の乗客への車内案内の機能が追加され、新たな観光課題対策が可能となることから、積極的な財政支援と補助制度の充実をお願いしたい。

○　なお、バスにおける市民識別の仕組みは、その他多様な市民サービスへの活用も検討しており、取組の展開に当たっては、国によるバックアップをお願いしたい。

２　市バスの混雑対策や受入環境整備への支援の充実

⑴ 提案・要望

○　観光課題対策として実施する、観光特急バスの利用促進や、地下鉄をはじめとする鉄道を活かした移動経路の分散化等に係る PR 強化、加えて、「前乗り後降り方式」の導入着手及び市バス車両の更新など、市バスの混雑対策や受入環境整備に資する事業への支援を充実すること。

⑵ 現状・課題

○　円安を背景とした外国人旅行者等の観光需要の増加もあり、市バスの一部路線・時間帯において混雑が生じることにより、バス車内の混雑やバス停でお待ちのお客様が御乗車いただけない等の課題が生じている。

○　運転士不足等により輸送力増強が図れない中、観光特急バスの利用促進や地下鉄をはじめとする鉄道を活かした移動経路の分散化等に係るPR強化、加えて、「前乗り後ろ降り方式」の導入着手による車内の混雑対策及び市バス車両の更新・バス停の改修による受入環境整備を推進し、市バスの混雑緩和に努める必要があるが、国の補助制度が十分ではないことから、更なる財政支援が必要である。

３　観光課題対策に係る地方自治体との連携強化、支援の充実

⑴　提案・要望

○　令和８年度は、従来の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」を拡充させ「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」とし、補助上限を２億円に引き上げて実施していただいているところであるが、令和９年度以降も柔軟な制度運用を図るとともに、京都市をはじめとする主要観光都市との緊密な連携の下、国としても外国人観光客のマナー違反行為が未然に防止されるよう取り組むこと。

また、地方自治体が実施する対策の実効性をより高めるため、国が保有するEBPMに資するデータの集約や分析、当該データの自治体への提供及び活用支援を充実させるとともに、対策事例の情報提供や技術的助言などに取り組むこと。

⑵　現状・課題

○　京都市では、観光課題対策について、一部観光地への集中緩和や道路、市バスの混雑対策、手ぶら観光の推進、観光マナー啓発等をはじめとする観光課題対策に取り組んでいるが、いずれも単年度で対応できるものではなく、継続的に施策を実施していく必要がある。また、インバウンドが更に増加すれば、観光課題が今後より一層深刻化する可能性があるため、取組を強化・充実していく必要がある。

○　京都市では、時期・時間・場所の３つの分散化、道路や市バスの混雑緩和に資する取組、外国人観光客のビッグデータを活用した精度の高い混雑予測を提供する「京都観光快適度マップ」の掲載情報の充実、国や事業者等との連携の下でのデジタルサイネージを活用したマナー啓発、手ぶら観光促進に関するネットでの発信強化などを実施しているが、今後、京都府等とも更なる連携を進め、観光課題対策に取り組んでいく。

○　また、市民生活と観光の調和を目指し、バスの市民価格の導入に向けて取組を進めているところである。観光立国の実現を目指すうえで、市民と市民以外のデュアルプライシングの検討・実装は、取り組むべき課題であると考えており、その他多様な市民サービスへの展開も検討してまいりたい。

○　なお、外国人観光客のマナー違反行為は、京都市だけではなく、外国人観光客の来訪の多い他都市においても課題となっており、現在積極的に外国人観光客の誘客誘致を行っている都市においても、将来的に課題となる可能性がある。国においても、外国人観光客に対して、日本のマナー・文化・風習への理解を促すとともに、マナー違反行為が未然に防止されるよう、入国前、入国時及び国内滞在中の各段階における観光マナーの啓発や、法令等に違反する行為に対する罰則等の周知徹底に取り組んでいただきたい。

４　国際観光旅客税の観光課題対策や文化政策への活用拡大

⑴　提案・要望

○　観光立国実現に向けて創設され、令和８年７月から引き上げられた国際観光旅客税について、顕在化する観光課題への対策の強化・拡充に活用するとともに、文化政策への活用拡大により文化予算を抜本的に拡充すること。

⑵ 現状・課題

○　平成 31 年１月に創設された国際観光旅客税の使途は法により規定され、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域固有の文化・自然等を活用した新たな観光コンテンツの拡充などに活用されている。

○　コロナ禍後、観光需要が急速に回復し、多くの観光地が賑わいを取り戻している一方で、観光客が集中する一部の地域や時間帯においては、過度の混雑やマナー違反によって地域住民の生活への影響や旅行者の満足度低下への懸念も生じている。国においても、京都市を含む地方自治体と連携し、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に基づく取組を進められているところである。

○　京都市では、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」を活用し、市内周辺部・府外への周遊観光の促進、「京都観光モラル」の普及による観光客、事業者、市民の３者が尊重し合える環境づくり、公共トイレへの置き去りごみ対策を実施している。あわせて、民間施設におけるスマートごみ箱の設置による散乱ごみ対策等を支援している。

○　観光庁の令和９年度予算概算要求では、「国際観光旅客税を活用したより高次元な観光施策の展開」として、前年度予算から増額要求いただいているところであるが、訪日外国人のうち約３割が京都を訪問していることから、観光誘客の推進はもとより、観光客の受入れと住民生活の質の確保を両立し、持続可能な観光地域づくりの実現が急務となっている。国際観光旅客税を喫緊の課題である混雑や散乱ごみ対策などの観光課題対策の強化・拡充に活用し、支援いただきたい。

○　さらに、諸外国と比べて少ない我が国の文化予算の抜本的な拡充に向け、国際観光旅客税の活用を図られたい。

５　京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対する支援

⑴ 提案・要望

○　安心・安全の確保、快適性の確保の観点から、混雑が生じている京都駅等の交通結節点の施設改善・強化に対して支援すること。また、京都駅一極集中緩和のため、代替となる主要な交通結節点の機能強化に対して支援すること。

⑵ 現状・課題

○　京都駅は、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生しており、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。そこで、西日本旅客鉄道株式会社と京都市とが連携し、現在の南北自由通路の西側に新たな橋上駅舎・自由通路の整備を進め、交通結節機能の強化等を確実に実現したい。

○　国土交通省の令和９年度予算概算要求では、都市・地域交通戦略推進事業の要求額を大幅に増加いただいており、その確実な予算確保をお願いしたい。また、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、令和８年度から引き上げられた国際観光旅客税を財源として活用するなど、国による更なる支援を検討されたい。

○　人流の更なる分散化を進めて、京都駅一極集中の緩和を図るためには、京都市域の充実した鉄道ネットワークを最大限活用し、京都市内の JR 駅や地下鉄に加え、私鉄も含めて取組を拡大していく必要がある。こうした取組の一環として、京都駅の代替となりうる主要な交通結節点とその機能強化（ターミナル機能の強化等）を具体化していく際には、鉄道事業者等への積極的な支援が必要である。

６　観光事業の担い手イメージ向上、担い手確保に向けた支援

⑴　提案・要望

○　観光事業の担い手不足の解消に向けて、担い手のイメージ向上に係る取組への支援や、担い手の確保・育成及び業界への定着に向けた安定した雇用環境づくりへの支援を行うこと。

⑵　現状・課題

○　観光業界、とりわけ宿泊業界は、コロナ禍以前からも担い手不足が課題であったうえに、コロナ禍での多くの従業員の離職や、少子化も相まった担い手不足の影響で、コロナ禍後に京都観光が回復する中でも、サービス水準や労働環境の維持が難しくなることが懸念されている。

○　その中で、宿泊・飲食業界は、令和５年４月時点の民間調査でも他業種と比較して担い手不足がより深刻であったため、京都市においては、令和５年度から担い手確保に向けた取組を行っている。

○　令和８年４月時点の民間調査では、人手不足割合が高かった「旅館・ホテル」の非正社員の値が３年連続で改善しており、他業種に比べて課題感が小さくなっている傾向も伺えるが、日々事業者と接する中で、人手不足の声は継続して聞いており、継続的な担い手確保や定着に向けた支援が必要と認識している。

○　観光庁の令和７年度補正予算「観光地・観光産業における省力化・省人化等推進事業」において人材確保・定着の促進等に取り組まれたところであるが、令和９年度以降も引き続き確実な実施をお願いしたい。

７　MICE の誘致に向けた支援

⑴　提案・要望

○　日本の競争力の維持・向上のため、MICE の積極的な誘致に向けた対策を行うとともに、国が選定した「グローバル MICE 都市」が独自に行う取組に対して支援を行うこと。また、国立京都国際会館の設立趣旨に鑑み、同会館における国際連合や政府等が主催する主要な国際会議の開催に向けた取組を強化すること。

⑵　現状・課題

○　国においては、「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」の中で、「我が国が MICE 開催地として注目が高まるよう、政府としても各種国際会議を積極的に再開・開催する。あわせて、政府として、様々な分野で MICE 誘致・開催への働きかけや支援を行う」こととされている。他方、近年は、「グローバル MICE 都市」を対象とした MICE 誘致・支援ではなく、地方都市を含めた全国での MICE 誘致・支援に力点を置いていると認識している。

○　令和７年の国際会議統計（ICCA（国際会議協会））において、日本における会議開催件数は世界６位（491 件）であり、１位の米国（792 件）の６割程度。都市別でみると、１位はリスボン（188 件）、２位はパリ（174 件）、３位はバルセロナ（166 件）、国内では東京が 10 位（119 件）、京都が 46 位（53 件）であり、2019 年比では海外他都市と比較して回復が出遅れている状況。近年、国際会議開催件数のランキングは変動が激しく、特に南欧・東欧・北欧・中東・中南米の都市が伸びているほか、アジア圏内の新施設建設が相次いでおり、今後、誘致競争がこれまで以上に激化する見込みであることから、国からの更なる支援が必要である。

○　国立京都国際会館については、当時の内閣総理大臣が「今後わが国における主要な国際的な催しについては東京と並んで京都を中心とするようにしたい」と発言され、京都での主要な国際会議の開催を念頭において設立された経過がある。周辺環境も含め魅力的な建築物である一方、設立 60 年を経過し、規模・機能面での課題も多いため、引き続き一層の取組の強化をお願いする。

（厚生労働省、観光庁）

【提案・要望事項】
6 「民泊」に関する課題検証及び制度見直し

○　厚生労働省において令和８年６月に地域の実情に応じて、施設内常駐を条例で規定することが可能といった内容を追記した「旅館業法に関するFAQ」の改定が行われたことに加え、観光庁においても令和８年７月に地域の実情に応じ、届出住宅に係るゼロ日規制などを認める技術的助言の発出が行われるなど、本市の要望を踏まえ、「民泊」制度の見直しについて対応を進めていただいており、御礼申し上げる。

○　現在、本市では民泊規制の強化に向けた条例改正の検討を進めているところであるが、全国の観光都市の共通課題となっている、近隣住民の生活環境の保護や地域コミュニティの維持のため、住宅宿泊仲介業者等への指導・監督の強化とともに、以下のとおり、本市とも連携した一層の取組の推進をお願いしたい。

⑴　提案・要望

①　総論

○　旅館業法及び住宅宿泊事業法について、地域の実情を踏まえた柔軟な運用が可能となるよう、課題を検証し、制度見直しを実施すること。

②　旅館業法に関する要望

○　京都市では法の委任に基づく規定に加え、京都市の実情に応じた独自の規定を定め、厳格な運用を行っている。そこで、京都市の実情に応じ独自に実施する措置について、可能な限り、旅館業法の監督処分の対象とし、その実効性を確保すること。

③　住宅宿泊事業法に関する要望

○　地域の実情に応じて、家主居住型／不在型、建物の種類（戸建て、長屋、共同住宅）、前面道路の幅員などの類型に応じたきめ細かな制限ができることを明確化すること。

○　住宅宿泊事業法では、地域住民から騒音などの苦情が発生した場合には、事業者が適切かつ迅速に対応すべきことを義務付けているが、こうした義務を履行しない事業者に対して、速やかに厳正な処分を行えるよう効果的な手法を確立すること。

⑵　現状・課題

○　京都市では、コロナ禍を経て、宿泊需要が回復するに伴い、旅館業施設及び住宅宿泊事業の届出住宅に起因する生活環境の悪化を訴える近隣住民からの苦情が増加している。また、特に観光地周辺の町では、いわゆる「民泊」施設の増加が顕著であり、このまま住む場所の「民泊」への転換が進めば、地域のコミュニティが失われてしまうおそれもある。

○　こうした課題に対応するために実効性のある監視指導体制を構築しており、令和８年４月に監視指導体制を強化して以降、営業停止命令等の行政処分を発出・公表

するなど、不適正な運営を行う施設に対して厳正に対処している。

○　国においても、この間、「民泊制度運用システム」の改修により、民泊仲介サイトから無届民泊を迅速かつ確実に削除する環境の整備が進められているほか、夜間苦情受付コールセンターの試行的な実施など、地方自治体の指導・監督の実効性向上につながる取組を検討いただいているところ。

○　今後も外国人観光客を中心に京都を訪れる観光客の増加が見込まれる中、近隣住民の生活環境の保護とともに、京都のまちを支える地域コミュニティの維持が喫緊の課題となっている。

＜参考①　民泊通報・相談窓口の通報等受付件数及び具体的な事例＞

年度	通報	相談・意見等
令和５年度	199 件	153 件
令和６年度	244 件	226 件
令和７年度	333 件	300 件

・　民泊通報・相談窓口に寄せられる通報内容は様々であるが、騒音、不適切なごみ出し、無許可営業疑いに関する通報が多い。京都市会において、民泊規制の強化のための旅館業法及び住宅宿泊事業法の改正を国に求める意見書が可決。

＜参考②　客室数と苦情件数の割合＞

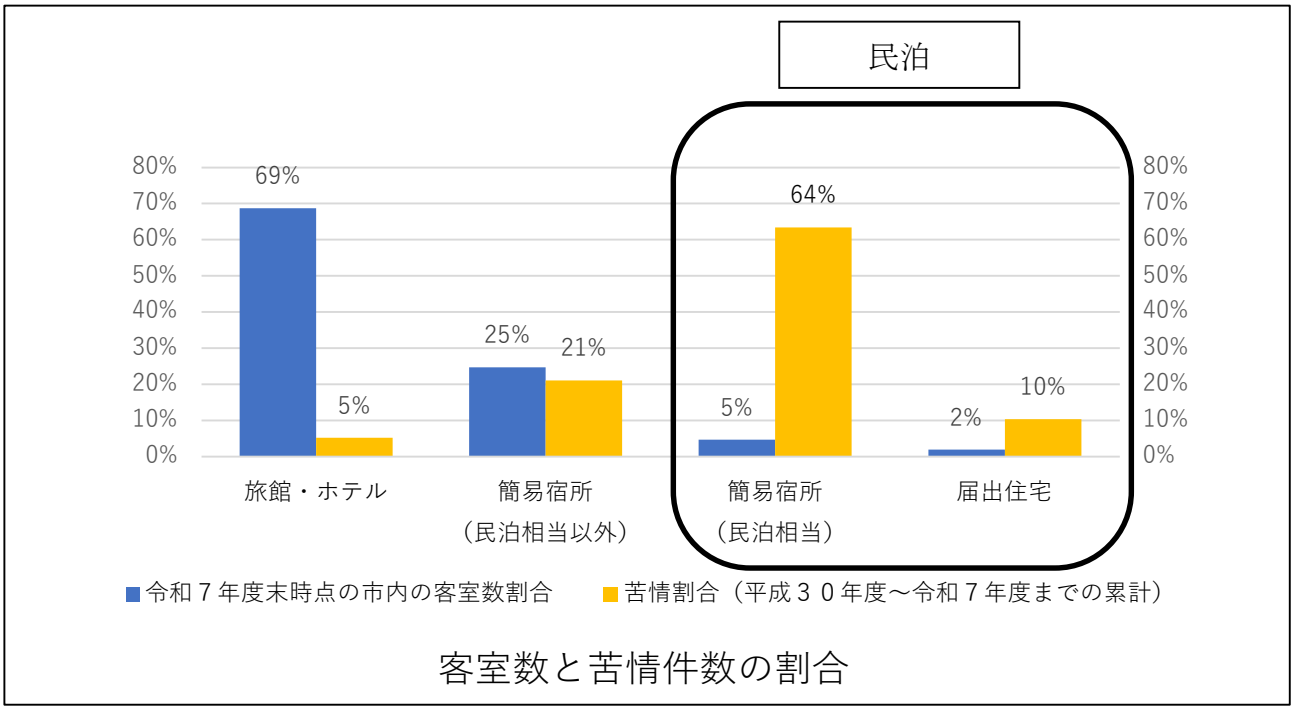

客室数と苦情件数の割合

・　京都市の宿泊施設のうち、客室数ベースで見たときの民泊の割合は７％程度と非常に小さい一方で、民泊に対しては客室数割合に比べ苦情が多く寄せられており、苦情全体の 74%を占める。

（内閣官房、文化庁、観光庁）

【提案・要望事項】市・府共同提案

7　文化芸術に対する一層の支援等

１　文化を基軸とした国づくりを進めるための文化庁予算の抜本的拡充

２　国立文化財修理センターの京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

３　文化財保存や国指定史跡等管理に係る財政支援の一層の充実

４　メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け

５　オール京都によるアートフェア等の開催や、伝統芸能文化の保存等の支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援

○　文化の力で日本を元気にするために、オール京都、オール関西で、文化庁との連携の下、食文化をはじめとする生活文化の振興や文化財の保存・活用を推進するとともに、文化と観光を結び付けた政策の推進、文化芸術と経済の好循環の創出などの取組を進めている。

京都市としては、文化庁移転を契機に、文化を基軸とした都市経営を更に深化させ、名実ともに文化首都としての役割を果たすことにより、日本の文化行政を強化し、地方創生につなげるとともに、世界への発信力を高めることに最大限貢献してまいりたい。

１　文化を基軸とした国づくりを進めるための文化庁予算の抜本的拡充

⑴　提案・要望

○　我が国においては、文化支出がフランスの６分の１、韓国の４分の１程度（令和５年時点）に留まるなど、諸外国と比べて文化支出が少ない状況にある。今後、文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進め、世界への発信力を強化していくためにも、文化庁予算を抜本的に拡充すること。予算拡充に当たっては、文化観光に活用されており、令和８年度から税率が引き上げられた「国際観光旅客税」の更なる活用を図られたい。

⑵　文化庁予算の状況

○　令和８年度の文化庁の当初予算は 1,073 億円（対前年度比 100.9％）であり、令和９年度予算概算要求は 2,335 億円を計上するなど充実が図られているものの、日本の文化支出は、概算要求が全額措置されたとしても、依然として諸外国に比べると少ない。

○　京都は芸術文化、食文化、寺社など数多くの文化資源を有しており、訪日外国人のうち約３割が京都を訪問しているなど国内外から多くの人々を惹きつけている。文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興をはじめ、文化を基軸とした国づくりを進めるために、国際観光旅客税も活用いただき、文化関係予算を抜本的に拡充のうえ、京都市をはじめとする文化政策の更なる推進をお願いしたい。

（諸外国との文化支出の比較（令和５年））

国	文化支出	国家予算に占める文化支出の割合
日　　本	1,117 億円 ※国際観光旅客税財源事業含む	0.10%
フランス	6,676 億円	0.73%
韓　　国	4,954 億円	1.21%

（出典）令和５年度「文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業」（※令和６年７月改訂）

○　我が国においては、コンテンツの海外売上 20 兆円という目標を掲げ、令和９年度の文化庁の概算要求で、クリエイター等育成支援をはじめとするコンテンツ分野への予算充実が図られている。京都市でも文化資源活用事業費補助金を活用し、メディア芸術をはじめ地域の文化芸術資源を活かしたインバウンド向けの文化芸術事業として、市内の岡崎エリア一体での誘客促進や文化観光等による地域経済の活性化、クリエイター支援を促進しているところであり、確実な予算確保をお願いしたい。

○　また、京都移転を契機に、文化庁に食文化推進本部と文化観光推進本部が設置された。京都市としても、全国に先駆けて食文化及び文化観光に関する取組を行っており、文化庁におかれては、これらの取組が地方創生の起爆剤となるよう全国の自治体への展開を推進していただくとともに、京都市と連携した先進的な共同事業の実施や情報発信を通じて、「文化芸術立国・日本」の実現に積極的に取り組まれたい。

＜参考　京都市の取組（宿泊税の活用）＞

京都市では、令和８年３月から宿泊税を負担能力に応じて一部引き上げ、その増収分を活用して大幅に予算を充実し、文化財や京町家の保存・継承に向けた施策を推進することとしている。

➢　宿泊税収　R8 予算：132 億円（R7：59 億円）

➢　活用想定（一部）

・　文化の力を活かした価値創造　R8 活用想定：19 億円（R7：５億円）

・　品格ある景観創造　R8 活用想定：18 億円（R7：４億円）

２　国立文化財修理センターの京都市への早期設置、及び文化関係独立行政法人等（国立文化財機構、国立美術館、日本芸術文化振興会、日本芸術院）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置

⑴　提案・要望

○　文化財修理等における様々な課題解決を担う拠点となる国立文化財修理センターを京都市へ早期に設置し、我が国の文化財保存技術を広く普及するための定期的な公開を実施するなど、同センターを活かした地域活性化にもつながる取組を推進すること。その際、京都市としても、施設整備、人材の確保、資材の確保、技術・知見の継承などについて、同センターの充実に貢献できることが多いと考えている。積極的にその役割を果たしていく所存であり、正式に候補地が決定したことを踏まえ、今後も定期的な意見交換をお願いしたい。

○　また、文化関係独立行政法人等の効果的な広報発信・相談機能を京都に設置すること。

⑵　国立文化財修理センターの京都市への設置

○　国において、国立文化財修理センターの京都市への設置に向け、検討が進められ、岸田内閣総理大臣（当時）は、「京都に文化財の修理の拠点となるナショナルセンターとして、国立文化財修理センターを 2030 年度までを目途に整備すべく、必要な取組を進めていく」と発言されている（令和５年３月）。

○　令和７年度当初予算及び令和８年度当初予算（文化庁）において、「国立文化財修理センターの整備」が計上された。「京都への設置に向けて、これまでの検討を踏まえ、整備を進める」こととされており、令和８年３月には同センターの整備予定地を京都府警北野待機宿舎跡地に決定された。

○　同センターの設置に向け、全国的にも先行して文化財保護行政を進めてきた京都市の技術、知識、経験、取組や関連施設等を活かした連携を進め、全国の文化財行政の進展にも寄与してまいりたい。

⑶　文化庁移転を契機とした文化関係独立行政法人等の広報発信・相談機能の京都設置

○　第４回文化庁移転協議会（平成 29 年７月）において、「文化庁が本格移転を実施する時期に、文化関係独立行政法人の広報発信や相談に係る機能を京都に設置することについて、効果を含め具体的に検討を進める」と示されており、独立行政法人の広報発信・相談機能の京都への設置に向けて、ニーズの把握や情報発信等に取り組まれたい。

３　文化財保存や国指定史跡等管理に係る財政支援の一層の充実

⑴　提案・要望

○　文化財の保存修理・整備や耐震対策等に要する費用負担について、現在は国宝・重要文化財のみが国の補助対象であるが、それ以外の文化財（都道府県・市町村指定文化財等）の整備・対策も補助対象になるよう、対象を拡充すること。

○　指定文化財管理費国庫補助制度の補助対象となっている国有の国指定史跡等の維持管理に対する補助の基準について、人件費、物件費の上昇に合わせて充実すること。また、自治体が管理する国有でない国指定史跡等についても、指定文化財管理費国庫補助制度の対象とすること。

⑵　文化財の保存・活用に係る取組の一層の推進

○　京都市の指定・登録文化財数は、550 件（令和８年度当初、政令市第１位）となっている。これらは、国宝・重要文化財と空間的に一体となって文化的・歴史的価値を構成しているものもあり、当時の景観や歴史を今に伝えている。また、市指定により価値が明らかになったことで、国指定となるケースもあり、所有者をはじめとする関係者の尽力により守り伝えられ、地域の活性化に大きな役割を果たすだけでなく、日本の魅力・価値の源泉となっていることから、適切なサイクルでの修理・保存が重要であり、京都市においても一定の充実を図っているところである。

○　また今年度からは、社会全体で未指定文化財の維持継承に向けた機運を醸成していくため、市内に多数存在すると推定される古文書等の維持継承推進事業に着手したところである。

○　しかし、文化財の修理・保存には多額の費用を要することから、補助金の予算確保に苦慮しており、比較的緊急度が低い事業については延期し、緊急度が高い事業についても十分な額の支援ができていない状況にある。

○　文化庁の令和９年度予算概算要求では、国指定文化財の修理等への予算について、大幅な増額要求をされているところであるが、地方指定文化財についても、適切な周期に基づき保存し、国民の共有財産として確実に次世代へ継承するため、その保存・活用の取組について支援を実施していただきたい。

＜参考　京都市の文化財保護に係る取組＞

	令和７年度予算	令和８年度予算
市指定文化財等助成	80,000 千円	150,000 千円 （耐震化・大規模修理助成を市指定助成に統合）
市指定文化財等の耐震化に係る設計・調査等助成	10,000 千円	
市指定文化財等大規模修理事業	60,000 千円	
国指定等文化財随伴補助	－	40,000 千円

⑶　国指定史跡等の維持管理について

○　国指定史跡等は、原則として当該史跡等が存する自治体等が管理することとされており、京都市には、本市が管理している国指定史跡等が 25 箇所（令和８年度当初）存在する。

○　それら国指定史跡等について、開発等から保護するために必要に応じて買い上げを行い、恒久的な保存のため崩壊防止等の措置を施すとともに、その価値を広く知ってもらうため、説明板の設置や復元等の整備を行っている。また、見回り看視や除草清掃などの維持管理を行い、原則として公開することで、市民及び国民に優れた文化遺産に触れていただく機会を提供している。

○　文化庁は、貴重な国民的財産である指定文化財の維持管理について、指定文化財管理費国庫補助制度を有しているが、当該補助制度の対象となっている清掃等委託費（除草経費）の単価（15 円/㎡）が、「国土交通省近畿地方整備局街路維持単価合意書」の除草の単価（約 140 円/㎡）と比較しても、著しく低額である。

○　さらに、補助対象となるのは国有の国指定史跡等に限られており、同じように自治体が管理を行う国有でない国指定史跡等は補助の対象外となっているため、特に京都市のように市内に国指定史跡等が多い自治体には、非常に大きな財政負担となっている。

○　今後、財務省から文化庁に所管替えされる予定の「指月城跡」（京都市伏見区）は、史跡指定見込み面積が広大であり、維持管理に多額の費用がかかる想定である。

○　以上の状況を踏まえて、国有の国指定史跡等の維持管理に対する補助の基準について充実いただくとともに、国有でない国指定史跡等についても、補助制度を拡充いただきたい。合わせて、持続可能な史跡の維持管理に向けて、史跡指定地の活用の幅を広げるなど、史跡管理のあり方を検討いただきたい。

4　メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想における日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の重要拠点への位置付け

⑴　提案・要望

○　京都国際マンガミュージアムを、メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想に掲げる機能のうち、メディア芸術コンテンツの資料の「活用」や「人材育成」などの役割を担う重要拠点として位置付けること。

⑵　現状・課題

○　京都国際マンガミュージアムは、平成 18 年の開設以降、マンガ資料の「収集・保存」に加えて、マンガ資料を「活用」した展示・催事や調査研究に取り組んでいる。

> 特に、現在所蔵している資料は、江戸期の戯画浮世絵から明治期の雑誌、戦後の貸本から現在の人気作品、海外のものまで、約 30 万点を所蔵。また、近年その価値が注目されつつある原画（マンガ原稿）も一部所蔵しており、原画に関しては、高精度のデジタルアーカイブを行っている。

○　また、芸術系大学が多く、クリエイティブ人材の宝庫であることなど、京都の強みを活かしながら、京都市において、平成 24 年からマンガ・アニメ・ゲームなどのコンテンツを活用した「新たなビジネス創出」、「クリエイティブ人材の集積」、「京都に愛着を持つ関係人口の創出・拡大」を目的とした西日本最大級の総合見本市「京まふ（京都国際マンガ・アニメフェア）」を開催するとともに、マンガ・アニメの国際クリエイターズアワードやマンガ出張編集部、コンテンツ企業の合同就職説明会など、人材確保・育成支援の取組に力を入れている。

> ＜R7 実績・成果＞
> ①京まふ
> 〇実来場者数：36,316 人、オンライン配信視聴者数：783,550 回
> 〇経済波及効果：約 14 億 3,700 万円
> ②マンガ出張編集部（首都圏の出版社を京都に招へいし、マンガ家志望者とマッチング）
> 〇出展者数：54 編集部　持込人数：213 人
> ※　①、②において文化庁補助金（文化資源活用推進事業）42,018 千円を活用
> ③京都国際クリエイターズアワード
> 〇応募：71 か国・地域(630 作品)
> ④文化庁メディア芸術連携基盤等整備推進事業として、「のこす！いかす！！マンガ・アニメ・ゲーム展」を京都国際マンガミュージアムで開催。(R6～R7)

○　メディア芸術ナショナルセンター（仮称）構想では、マンガ、アニメ、特撮及びゲームに関する作品、原画等の中間生成物並びにこれらに関連する情報等の収集・保存・デジタル化、調査研究、人材育成・教育等の機能を有する拠点の整備を予定していることから、京都及び京都国際マンガミュージアムの果たす役割は大きいものと考える。

○　文化庁の令和９年度概算要求「メディア芸術の創造・発信プラン」では、「メディア芸術ナショナルセンター（仮）」構想の実現に向けた取組として、メディア芸術作品のアーカイブ活動支援や、全国関係機関とのネットワークの構築等が盛り込まれており、京都国際マンガミュージアムとも連携いただきたい。

５　オール京都によるアートフェア等の開催や、伝統芸能文化の保存等の支援など、文化行政の一層の推進に向けた支援

⑴　提案・要望

○　オール京都体制で取り組むアートフェアの開催、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動など、文化行政の一層の推進に向けた支援を行うこと。

⑵　現状・課題

○　京都市では、アート市場の活性化、更には京都の国際的なアート拠点としてのブランド確立を目指し、京都府と連携し、京都ならではの文化や風景の中でアートを満喫できる機会創出を図るなど取組を推進している。そこで、「世界から人を惹きつけるグローバル拠点形成の推進」が令和９年度予算概算要求において、60 百万円増額されており感謝申し上げる。民間のアート市場関係者等も巻き込んだ、世界に通用するアートフェアや国際的に発信力のあるアートイベントの開催を通じて、京都や日本文化の魅力を国内外に発信していくために、国と全面的にタイアップした取組となるよう、より一層様々な支援をいただきたい。

○　また、京都市では、全国を対象として、伝統芸能文化の保存・継承・普及を目的とした活動を支援する「伝統芸能文化創生プロジェクト」を（公財）京都市芸術文化協会と共同で実施している。令和７年度文化庁委託事業「文化財用具・原材料等代替品実用化研究（三味線の胴皮）」においては、（公財）京都市芸術文化協会が受託。令和８年度も継続して受託することが決定した。文化庁におかれては、引き続き、京都市と連携した日本全国の伝統芸能文化の更なる活性化に向けて各種支援に取り組まれたい。

（経済産業省）

【提案・要望事項】市・府共同提案

8　伝統産業製品の販路開拓に向けた支援の充実

○　国においては、複数年に渡って業界の現状を調査・議論いただいた結果、本市の伝統工芸「京七宝」及び「京竹工芸」を国の伝統的工芸品に新規指定いただき、御礼申し上げる。今回の指定は、関係者にとって大きな励みであり、伝統産業の振興と伝統技術の継承に向けた力強い後押しとなるものである。

○　伝統産業は、京都の基幹産業として発展するとともに、我が国の伝統文化・生活文化を支えており、その継承・発展・活性化が重要であるが、生活様式の変化などによる需要低迷により、伝統産業の出荷額や従事者数は大きく減少している。

○　一方で、伝統産業製品であっても、消費者のニーズや嗜好に合った商品を提供し、その魅力を伝えることができている事業者は業績を伸ばしている。伝統産業製品の販路開拓に向けては、伝統産業事業者に代わって職人と消費者をつなぐ機能を担う人材や事業者の確保・育成が必要であり、そのための支援の充実をお願いしたい。

⑴　提案・要望

○　伝統産業業界で現代の消費者ニーズや流通体制に合わせた販売等の機能を担う人材や事業者の確保・育成を推進するため、伝統的工芸品産業支援補助金の補助率引上げや要件緩和など、支援制度を拡充すること。

⑵　現状・課題

○　伝統産業は、我が国の伝統文化・生活文化を支えるとともに、日本を代表する先端産業を生み出す源泉ともなっており、その継承・発展・活性化が重要である。

○　しかし、生活様式の変化などによる需要低迷により、伝統産業の出荷額や従事者数は大きく減少している。消費者ニーズの把握や製造と小売間の流通を担ってきた卸問屋も現代の流通体制に適応しきれておらず、卸問屋を通じて消費者ニーズを把握していた職人は、それに合わせた商品開発が困難になり、販路の維持・拡大も難しくなっている。

○　伝統産業を産業として活性化するためには、現代の消費者ニーズに合わせた伝統産業製品の開発や、プロモーション等を行う必要があるが、卸問屋が担ってきた機能を、職人自身で担うことは、伝統産業製品の製造に時間と技術を要することや、販売に関するノウハウがないため難しい。そのため、製造工程や業界の慣習を理解し、販売にも精通した人材や事業者の確保・育成が必要である。

○　経済産業省が伝統的工芸品産業支援補助金にて実施する「産地プロデューサー事業」は、伝統的工芸品の産地の自立化・付加価値向上等のため、専門知識を有したプロデューサー等が産地に入り込んで職人と共に新商品開発や展示会等を実施することで、産地全体を総合的にプロデュースする事業であるが、他のメニュー（補助率：２／３）と比較して、当該事業は補助率１／２と補助率が低いことや、「産地全体を総合的にプロデュースする」という要件から、活用のハードルが高くなっている。

○　同補助金について、令和９年度概算要求では、令和８年度当初予算と同額の 11 億円の要求に留まっている。こうした人材や事業者の伝統産業分野への進出を促進するためには、補助率の引上げや要件の緩和が必要であり、そのために必要な予算総額を確保いただきたい。

（経済産業省、中小企業庁）

【提案・要望事項】

9　中小企業の更なる成長や事業継続に向けた支援

1　成長意欲のある中小企業への段階的な支援の充実

2　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化

○　中小企業は、京都市の企業数の 99.7%を占めるとともに、京都市の従業者の約７割を雇用しており、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域やまちの活性化に欠かせない存在である。一方で、多くの中小企業は経営者の高齢化と後継者難に直面しており、それらに伴う廃業、雇用・技術の喪失といった課題を抱えている。

○　中小企業の持続的な発展を推進し、グローバル企業・中堅企業を創出していくことは、地域経済の活性化に繋がる重要な取組であることから、成長意欲のある中小企業への段階的な支援及び円滑な事業承継の実現に向けた支援について一層の充実をお願いしたい。

1　成長意欲のある中小企業への段階的な支援の充実

⑴　提案・要望

○　「中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」や「100 億宣言」をした企業への「中小企業成長加速化補助金」に加えて、令和９年度予算概算要求で新たに示された売上高 10 億円を目指す「10 億宣言」を行う企業への支援など、成長意欲のある中小企業の各段階に応じた支援制度を継続・充実させること。

⑵　現状・課題

○　京都市においては、オムロン（株）、（株）堀場製作所、ローム（株）及び京セラ（株）など、ベンチャー企業から世界的に飛躍した企業があり、これらの企業に続くグローバル企業・中堅企業を創出するため、これまでに産学公連携による多様な支援を実施し、支援企業から新規株式公開を果たす企業が創出されるなどの成果が生まれている。このような動きをより加速化させるため、令和７年度には海外進出に向けた支援を充実させ、「グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクト」を開始した。更に令和８年度には、京都市経済を牽引する中堅企業へと成長が期待される京都市独自の認定企業群である「オスカー認定企業」への支援を強化しているが、今後も各成長段階に応じた有効な支援策が必要である。

＜参考１　グローバル展開支援中堅企業創出プロジェクトの概要＞

（予 算 額）令和８年度当初予算：6,160 万円

（支援内容）

・　海外市場の販路拡大や国内外企業との協業促進

・　DX による生産性向上に向けた計画策定から実践までの伴走支援

（対象企業）

独自の技術力と市場優位性のある商品を持つ、市内中小企業（製造業）

※　支援内容ごとに３社ずつ支援

（支援期間）約２年間

＜参考２　中小企業パワーアッププロジェクト（オスカー認定制度）の概要＞

（予 算 額）令和８年度当初予算：4,650 万円

１　オスカー認定制度

優れた技術や製品、サービスを持つ中小企業の、新商品の開発や経営管理の効率化、積極的な販路拡大等を通じて経営革新を図る事業計画を審査・認定。

認定した企業に対してフォローアップ支援に加え、専門家派遣・海外展開支援等の支援を実施。

２　支援内容等（平成 14 年度～）

企業の財務・事業構造に精通したコーディネーターを配置し、認定企業（248 社※令和８年８月末時点）へのフォローアップ及び認定候補企業の発掘を実施。

３　認定企業を対象とした補助制度（令和８年度～）

経営革新を目的とした事業計画に要する経費への助成

・対 象 者：認定企業（京都市内の中小企業）

・対象経費：新製品・新サービスの開発や既存製品等の高付加価値化、市場調査、販路拡大等に係る経費

・補 助 率：１／２（補助上限額 500 万円）

・採 択 数：５社

○　国においては、令和５年度補正予算から、中堅企業向けに、「中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金」を実施しているほか、令和６年度補正予算では、売上高 100 億円を目指して大胆な投資を進めようとする中小企業を支援する「中小企業成長加速化補助金」を創設した。また、「中堅企業成長促進パッケージ」を取りまとめ、省庁横断で施策を展開している。

○　さらに、令和７年度以降は、「中堅企業成長ビジョン」に基づき、中堅企業を成長の担い手として明確に位置付けるとともに、成長意欲の高い企業に対して、大規模投資、人材確保、新事業展開及び海外展開等に係る施策を一体的に推進している。加えて、地域ブロック単位での支援体制の整備により、関係機関が連携した伴走支援の強化を図っている。

○　また、令和９年度予算概算要求においては、成長志向型の中小企業をより多く創出する観点から、新たに売上高 10 億円を目指す「10 億宣言」を新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業等の支援要件とする方針が示されるなど、中小企業の各成長段階に応じた体系的・段階的な支援の構築が進められている。

○　このような国による強力な後押しと連動し、市域の中小企業の中堅企業への成長を見据えた段階的な支援施策に取り組んでまいりたい。引き続き、成長意欲のある中小企業向けの支援の継続・充実をお願いしたい。

２　中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた支援体制の維持・強化

⑴　提案・要望

○　中小企業の円滑な事業承継の実現に向け、以下のとおり支援体制の維持・強化を図ること。

- 事業承継に取り組む事業者の拡大
- 事業承継・M&A 補助金及び金融支援の充実
- 後継者不在企業に対する支援
- 事業承継税制の活用促進

⑵　現状・課題

○　中小企業の後継者不在率の高さは、10 年ほど前から全国的な課題となったことから、経営者の認識が進み、2017 年をピークに近年は減少傾向にあるが、後継者難による倒産や黒字企業の休廃業は引き続き高い割合となっている。地域の雇用を守り、経営資源の散逸を防ぐためにも、事業承継や後継者育成に取り組む契機につながる事例・情報の発信や、士業団体等への働きかけなど、積極的な周知が必要である。

○　事業承継・M&A 補助金について、円滑な事業承継に有効な事業承継計画に係る専門家活用費用が対象外であるなど、中小企業にとって活用しづらいものとなっていることから要件緩和が必要である。また、事業承継に係る信用保証制度について、ゼロゼロ融資など既往債務の返済に加え、物価高騰や金利上昇などにより業況が厳しい中小企業にとっても活用しやすいよう、当該保証制度をすべて別枠にするとともに、要件の緩和等が必要である。

○　M&A において、事業統合活動（PMI）は非常に重要な取組であるが、中小企業においては、社内で取組を主導する人材がおらず、実施が困難な場合も想定されることから、取組をサポートする専門家の育成等の環境整備や費用負担に対して支援するなど、後継者不在企業の M&A の活用促進のための支援が必要である。令和７年度から事業承継・M&A 補助金に創設された PMI 推進枠について、利用者の声も聞きながら、より一層、事業者に使いやすい補助金としていただきたい。

○　事業承継税制について、更なる活用を図るため、一層の制度周知とともに、時限措置の更なる延長や要件緩和など、中小企業が地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることを十分に踏まえ、事業者の状況によらず活用しやすい制度に改善することが必要である。令和９年度税制改正要望において、「事業承継を契機とした稼ぐ力の強化」を盛り込んでいただいたところであるが、事業承継による世代交代の停滞について引き続き課題認識が示されており、中小企業、特に小規模事業者が円滑に事業承継できる制度としていただきたい。

⑶　京都市の取組

○　事業承継に係る潜在的な相談ニーズを掘り起こし、中小・小規模事業者の円滑な事業承継を図るため、平成 29 年度から「中小企業事業承継支援体制の強化」事業として、京都商工会議所「京都府事業承継・引継ぎ支援センター」に経営支援員１名を配置し、事業承継支援体制を強化している。

○　このほか、同センターにおいて業界団体に対する研修会や、経営者向けのセミナーを開催するなど、関係機関と連携した積極的な周知に努め、早期の事業承継に繋げるよう取り組んでいる。

○　また、京都府との協調により、事業承継に係る事業用資産の買取資金や旧代表者による借入金の借換資金などの資金需要に対応する制度融資「事業承継支援資金」を運用するとともに、信用保証料の補助を行うなど、円滑な事業承継のための資金繰り支援を行っている。

（国土交通省）

【提案・要望事項】
10 京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業に対する十分な財政措置

○　国においては、京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の実施に向けて、都市・地域交通戦略推進事業による支援をいただいていることに御礼申し上げる。
○　京都駅新橋上駅舎・自由通路の令和 13 年度の供用開始に向け、引き続き国の支援は不可欠であることから、以下のとおりお願いしたい。

⑴　提案・要望

○　都市再生緊急整備地域における基盤整備や交通結節機能強化による京都市全体の持続的発展、活性化のため、都市・地域交通戦略推進事業の予算枠の拡大や、国際観光旅客税を財源として活用するなどにより、本事業に対する十分な財政措置を図ること。

⑵　現状・課題

○　京都駅は、京都市内最大の交通拠点である一方、南北自由通路等において混雑が発生し、歩行者の安全で円滑な通行に支障を来すなど、京都の玄関口にふさわしい快適で機能的な都市環境の整備が喫緊の課題である。
○　このため、京都駅の交通結節機能の強化による市全体の持続的発展はもとより、駅構内及び南北自由通路の改善を目的として、西日本旅客鉄道株式会社と京都市が連携し、南北自由通路の西側に新橋上駅舎（新改札口・コンコース）、自由通路を一体的に整備する。（総事業費約 195 億円見込み）
○　より一層の官民連携を図るとともに、適切な役割分担の下、事業効果を最大限発揮する体制を構築するため、都市再生特別措置法第 117 条第 1 項に基づく法定協議会を令和６年３月に設置した。法定協議会の下、取組を進めることで、民間の都市再生事業と合わせて基盤整備や交通結節機能の強化を確実に実現したい。
○　本事業の推進は、「都市・地域における安全で円滑な交通の確保、魅力ある都市・地域の将来像の実現」に寄与するものであり、今後も国からの十分な財政措置が必要である。
○　国土交通省の令和９年度予算概算要求では、都市・地域交通戦略推進事業の要求額を大幅に増加いただいており、その確実な予算確保をお願いしたい。
○　また、国の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」に「鉄道駅改良への支援」、「交通結節点の整備等によるまちづくりへの支援」が盛り込まれていることも踏まえ、令和８年度から引き上げられた国際観光旅客税を財源として活用するなど、国による更なる支援を検討されたい。

＜参考　京都駅新橋上駅舎・自由通路整備事業の概要＞

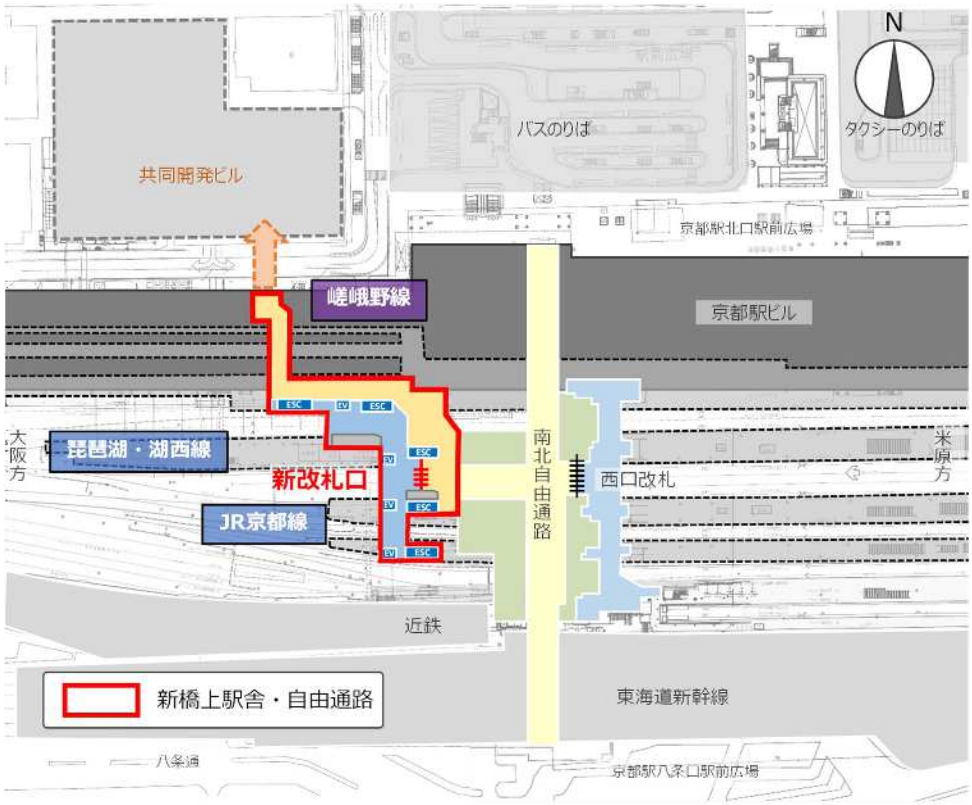

（総務省、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、農林水産省）

【提案・要望事項】市・府共同提案

11　教育環境の充実

１　教員不足解消と働き方改革に向けた環境改善

①　喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善

②　働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減

③　教職員の処遇改善及び適切な財政措置

２　学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等

３　給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保

４　国における小・中学校の給食費無償化への十分な財政措置

５　部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実等

６　公立高校の特色や魅力を高めるための教育内容の充実等

○　教職調整額 10％への引上げ等を内容とする、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正をはじめ、令和８年度からの中学校 35 人学級の実施や、働き方改革の推進に向けた教員業務支援員等の配置拡大など、教職員の環境改善等の充実に取り組んでいただいていることに御礼申し上げる。

○　京都市においては、独自予算での中学校３年生の 30 人学級の実施など、一人一人の子どもを徹底的に大切にする教育環境の充実を進めており、更なる充実に当たっては、国による抜本的な政策の強化が必要であることから、以下のとおり、制度改善や財政支援をお願いしたい。

１－①　喫緊の教育課題の克服に向けた教職員定数の抜本的改善

⑴　提案・要望

○　加配定数の基礎定数化における算定基準の見直しなど教職員定数の抜本的な改善、及び各加配メニューの維持・充実や、配置要件の緩和を行うこと。

⑵　現状・課題

○　組織的、機動的なマネジメント体制の強化のため、複数教頭（副校長含む）の配置基準の引き下げや主幹教諭の国における配当の充実等、定数の算定基準の見直しを図られたい。

○　小学校における教科担任制の推進、学年担任制・チーム担任制をはじめ学校事情に応じて柔軟かつ恒常的に実施できる体制づくりに向けた教職員定数の充実及び小学校専科指導のための加配定数の資格要件の緩和を図られたい。

○　通級指導及び外国人児童生徒等指導、初任者研修等に係る基礎定数算定については、令和８年度に加配定数の基礎定数化が完了したところである。しかし、今後の児童生徒数減の影響を受け、支援が必要な児童生徒等に対応するための定数が減少する可能性があり、基礎定数の算定基準の見直し等を図られたい。

○　栄養教諭については、食に関する指導や、食物アレルギー対応をはじめとした個

別相談指導など、職務が多岐にわたるため、学校給食の実施方式や各地方自治体の財政状況に関わらず、きめ細かな指導が実現できるよう、単独調理場と同様に共同調理場方式においても給食を実施する学校の児童生徒数を基準に配置するなど、制度の抜本的な見直しを図られたい。

１－②　働き方改革の一層の推進に向けた教員の負担軽減

⑴　提案・要望

○　教員業務支援員・部活動指導員等の配置拡大や補助基準額の引上げ及び補助率の嵩上げ、補助対象の拡大など、より一層の財政措置を講ずること。

⑵　現状・課題

○　教員業務支援員について、補助対象外の幼稚園に対しても京都市独自予算を活用し、全校園（250 校園）に配置している。学校における働き方改革の更なる推進に当たっては、教員業務支援員・部活動指導員等の一層の配置拡大と財政措置が必要。

１－③　教職員の処遇改善及び適切な財政措置

⑴　提案・要望

○　現状の教職員の勤務実態に見合い、かつ、質の高い教職員の確保にも繋がる給与制度への見直しを引き続き行うこと。とりわけ、幼稚園教育職員については、処遇改善が見送られた理由である子ども・子育て支援制度の枠組みにおける財政措置とその効果について、確実なフォローアップと説明を行うとともに、他校種との均衡を踏まえた処遇改善を行い、「全ての教員」が処遇改善を実感できる制度となるよう、十分に留意されたい。

また、教職員の処遇改善の着実な実施に当たっては、教職員の給与費に係る負担を地方に転嫁することなく、所要額について引き続き必要な財政措置を講ずること。

⑵　現状・課題

○　令和７年６月の改正法案成立を受け、令和８年１月から教職調整額の引上げ（令和 13 年１月に 10％で完成）や管理職の本給引上げ、諸手当の充実等を実施した。一方で、幼稚園教育職員については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて財政措置が講じられていることや、保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の処遇との均衡を理由に、教職調整額の引上げ等の処遇改善の実施が見送られているが、当該財政措置が京都市を含め多くの地方自治体にとって公立幼稚園の教員の処遇改善に資するものになっていないことに鑑み、他校種との均衡を踏まえた処遇改善への見直しが必要な状況である。

国と地方自治体が足並みを揃え、質の高い教職員の確保のための環境整備を進めるためにも、地方自治体の財政力に左右されない教職員給与制度が構築できるよう、処遇改善を踏まえた各種単価の更なる改善を含め、適切な財政措置が必要である。

２　学校施設の空調設備における機器更新や新設に向けた、財政支援の充実及び算定割合引上げの期間延長等

⑴　提案・要望

○　老朽化した空調設備の更新を進めるための学校施設環境改善交付金の補助率の引上げ（１／３→１／２）や、上限額（１校当たり 7,000 万円/年）の撤廃を行うこと。

⑵ 現状・課題

○　京都市では、平成 18 年度に小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（全 233 校）の普通教室全室への設置を完了したが、設置から約 20 年が経過する中、老朽化等の要因により、修繕困難な不具合が増加しており、機器の更新の計画的かつ速やかな実施を進めていく必要がある。

＜参考　空調設置率（小・中学校）（令和８年度文部科学省調査）＞

	普通教室	特別教室
京都市	100%	86.0%
指定都市	100%	67.6%
全　国	99.6%	72.6%

○　今後、空調設備の一斉更新が必要となる小学校・中学校が多数あることから、事業費縮減や財政負担平準化のために民間活力を活用した場合でも多額の経費が必要となる見込みであり、学校施設環境改善交付金による、継続的な財政支援が必要不可欠であるとともに、補助制度の更なる拡充を求める。なお、文部科学省の令和９年度予算概算要求においては、前年度に比べて大幅な増額要求が行われているところであり、空調設備更新を進めるにあたり、確実な財政支援を期待したい。

○　京都市では令和８年度以降、全市立学校の体育館への空調設置について、重点的に進めていく計画であり、着実な事業推進のためにも、地方自治体の財政負担軽減を図ることが重要である。

３　給食施設整備に資する学校施設環境改善交付金の充実と十分な確保

⑴ 提案・要望

○　学校施設環境改善交付金における補助単価と基準面積を、実態に合わせて改善するとともに、補正予算を含め十分に確保し、地方自治体の負担分について、地方財政措置をしっかりと講ずること。

⑵ 現状・課題

○　生徒や保護者からのニーズも極めて強い中学校の全員制給食制度の実施に向け、学校給食衛生管理基準に基づく給食施設の整備を行うには多額の経費を要する。整備の支援メニューである学校施設環境改善交付金については、補助単価に基準面積を乗じて算出されるものの、実際の建築単価や学校給食衛生管理基準を踏まえた施工実態と大きくかけ離れている。

○　京都市会での御指摘を踏まえ、専門の調査会社による実施方式等の調査や検討会議での議論、生徒・保護者・学校へのアンケート結果等を基に、民間調理場も活用しながら、給食センター方式で実施する計画を進めているところである。

○　文部科学省の令和９年度予算概算要求では、物価変動の反映等による単価改定をはじめ大幅に充実していただいているが、他都市事例からも整備に係る総事業費に占める交付金の割合が低い。実態に応じた補助単価と面積による十分な財政支援が必要不可欠である。

４　国における小・中学校の給食費無償化への十分な財政措置

⑴　提案・要望

○　令和８年度から実施されている小学校給食費の無償化については、地方自治体の財政負担が生じることのないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。さらに、中学校給食費の無償化についても早期に必要な財政措置を講ずること。また、地域の農産物や文化・歴史の理解にもつながる食育の一環として、児童・生徒に地域の特色を生かした豊かな献立を提供する地方自治体の取組を支援すること。

⑵　現状・課題

○　小学校給食費の無償化については、国における無償化の施策が定額による財政措置となっており、地方自治体によって財政状況や給食費の設定に差があるため、無償化まで実現できる地方自治体と一部負担軽減に留まる地方自治体が生じている。令和９年度予算概算要求において、「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」は令和８年度から増額され、月額基準額案も前年度から２００円増（完全給食の場合）と示されている。食材の消費者物価指数の伸びを加味する形で拡充されているが、京都市においては、それでもなお、必要な食材費が交付金額を総額で約４．２億円上回る見込みである。教育の根幹に関わる給食制度に格差を生じさせないためにも、国の責任において全国一律で無償化とすることが必要である。

○　京都市においては、令和６年度 11 月市会における全会一致での無償化を求める決議を踏まえ、無償化の実施に向けた総合的な検討を行うこととしており、国の方針に則った速やかな対応が求められる。

○　また、無償化の実施に当たり、標準的な基準に基づく財政措置を行う場合、児童生徒に提供する献立は地域ごとの特色が薄れ、画一化していくことも考えられる。

○　京都市としては、令和８年度から「京都ならではの献立の充実」と情報発信の強化に取り組んでおり、これまでから実施してきた地域農産物の活用や、祭りや伝統行事と旬の食材を結びつけた行事献立等の取組を継続・充実し、子どもたちに豊かな献立を提供してまいりたい。地域の特色を生かした地方自治体独自の献立の提供に係る取組に対し、追加の財政措置をお願いしたい。

５　部活動地域展開に向けた環境整備に係る財政支援の継続・充実等

⑴　提案・要望

○　全国のモデルとなる持続可能な部活動地域展開の仕組みづくりが着実に進められるよう、先進的に推進体制の整備等を行う自治体に対して重点的に補助金を配分するなど、より手厚い財政支援措置を講じること。

一部の文化芸術活動においては参加生徒数が少なく、少人数への指導も想定されることから、経済的な負担で子どもたちの経験の機会が減らないよう、クラブの活動における補助対象となる最低参加生徒数を引き下げるなど、国庫補助制度の充実を含めて、実現可能性の高い制度を構築すること。

⑵　現状・課題

○　令和９年度予算概算要求において、「部活動の地域展開等推進事業」として様々な補助事業が示され、京都市でも今後の制度設計を進めるうえで期待しているところであるが、より持続可能な制度として構築するためには、次のとおり更なる財政支援が必要不可欠である。

・　京都市では、令和 10 年９月からの平日を含めた部活動地域展開の実現に向けて、取組を推進している。京都市認定地域クラブ活動を総括し、運営・管理部分の中核を担う「運営団体」をはじめとした運営体制の整備等には多額の経費を要することから、国が示す規模感の目安を超えた手厚い財政支援が必要である。

・　文化芸術分野における活動においては、参加生徒数が少なく、少人数に対する指導が想定されるものもあり、補助対象のクラブとなるための最低参加生徒数（５人以上）という条件の引き下げが必要である。

○　人口減少社会において、地域の課題を解決し、まちの魅力や活力を向上させるためには、京都の価値や強みに共感する多彩な人々がつどい、地域と交ざり合うことが重要である。

京都市では、「中学生のみならず、全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実に繋げていくという視点が重要」との国の方針も十分に踏まえ、部活動の地域展開を、子どもたちの学びのみならず、多世代の学び直しの場の創出にもつながる機会と捉え、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、より豊かで幅広い活動を地域全体で支えていくこととしている。

地域と学校が密接な関係にあるとともに、伝統芸能から演劇、音楽、現代アート、さらに武道、スポーツまで、多様な文化が息づき、多くの匠や専門家が活動している「学藝に満ち溢れたまち」の特性を活かし、京都ならではの部活動改革、更には、コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへの転換を通して、ウェルビーイングなまちづくりにつなげてまいりたい。

６　公立高校の特色や魅力を高めるための教育内容の充実等

⑴　提案・要望

○　「高等学校教育改革実行計画」の着実な実現のために創設される「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の財政支援の仕組みについて、全体像を早期に示すこと。
新たな交付金等の創設に当たって、以下の点に御配慮いただくようお願いしたい。

・　令和７年度補正予算で設置された基金を活用し、パイロットケースとして公立高校改革の取組を先行実施する「改革先導拠点」について、基金活用の後も継続的に事業が行えるよう、新たな交付金等の対象に含めること。

・　改革先導拠点以外の公立高校においても魅力向上の取組が進むよう、十分な予算規模を確保すること。

⑵　現状・課題

○　高校授業料の実質無償化が進展し、私立高校への進学が大きな選択肢となり得る中、労働人口減少や産業構造転換を背景に、数理・デジタル分野の専門人材や地域社会・地域産業を支えるエッセンシャルワーカーの不足が大幅に拡大する見込みとされており、地域の産業界と連携した専門高校改革の推進や、理数系進学者の拡大を図る普通科系高校改革の推進が求められている。

○　各都道府県では、文部科学省が定めた基本方針（グランドデザイン）を踏まえて令和８年度中に「高等学校教育改革実行計画」を策定する予定であり、実行計画に基づく取組に対する国の支援策として、文部科学省の令和９年度予算概算要求に「高等学校教育改革交付金（仮称）」の創設が新規の事項要求として盛り込まれているものの、その詳細は今後の予算編成過程で検討されることとされている。

○　また、上記と並行して、各都道府県に造成された基金を活用し、公立高校改革を先導する「改革先導拠点」として、本市では京都工学院高校が採択された。

＜参考　京都市における公教育の充実に向けた取組＞

・　京都市では、堀川高校探究学科（平成 11 年）をはじめ、西京高校エンタープライジング科（平成 15 年）の創設など、中学生のニーズと市民の期待に応えるべく、絶えず未来を見据えた市立高校改革に取り組んできた。

・　近年では、工業高校２校の再編・統合による京都工学院高校の創設（平成 28 年度）、学び直しなど多様なニーズに応える定時制教育を実践する京都奏和高校の創設（令和３年度）、市立芸大の移転に合わせた美術工芸高校の移転・開校（令和５年度）のほか、新たな普通科教育として地域等との関わりの中で自由度の高い学習活動を展開する開建高校の開校（令和５年度）など、社会情勢の変化等も踏まえ、特色ある教育活動を展開している。

・　そのほかにも、各校の特色化や教育活動の充実に向けた事業提案に対して経費支援を行う「市立高校かがやきプラン」や府市連携による合同探究成果発表会「京都探究エキスポ」の開催など教育環境や学校体制の支援に努めており、引き続き、魅力あふれる市立高校づくりを推進していく。

（こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省）

【提案・要望事項】

12　子ども・子育て支援の充実

１　保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善

２　保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実

３　こども誰でも通園制度の地域の実情に応じた柔軟な制度構築及び十分な財政支援

４　放課後児童支援員の更なる処遇改善

○　急速に進展する少子化により、子ども・子育て政策への対応は先送りの許されない喫緊の課題である中、国においては「こども未来戦略」に基づき、保育士配置基準の改善や保育士等の処遇改善など、京都市がこれまで要望していた内容を盛り込んだ取組を進めていただいていることに御礼申し上げる。

○　京都市においては、国基準を上回る独自の保育士配置基準、医療的ケア児への手厚い支援体制の構築など、全国トップクラスの子ども・子育て政策を推進しており、子ども・子育て支援の充実に当たっては、地方自治体における更なる取組はもとより、国における抜本的な政策の強化が不可欠であるため、以下のとおりお願いしたい。

１　保育士配置基準の改善の着実かつ実効性のある推進、及び保育士・幼稚園教諭等の更なる処遇改善

⑴　提案・要望

○　保育士配置基準及び保育士・幼稚園教諭等の処遇の更なる改善を、早期かつ確実に実施すること。また、保育士等の配置改善につながる４歳以上児配置改善加算、１歳児配置改善加算の適用に当たって、職員配置以外の制約を設けないこと。そのうえで、これら職員配置基準を改善するための施策については、早期に基本分単価として公定価格に組み込むこと。

⑵　現状・課題

○　京都市では、これまでから市独自負担による、国基準を上回る手厚い保育士配置や給与改善を実施（令和８年度当初予算において、市独自に約 39 億円を計上）。

○　令和６年度から４歳以上児配置改善加算が新設されたが、既存の加算メニューであるチーム保育推進加算等との併給ができないことから、従来から同加算等の適用を受けてきた園では、配置基準が引き上げられたにもかかわらず、実態として職員体制の充実を図ることができない状況にある。京都市においては保育所・認定こども園・新制度幼稚園の８割以上がチーム保育推進加算等を取得しているため、公定価格における加算の新設により保育士配置の改善へとつながる影響が非常に限定的となっている。チーム保育推進加算等は、年齢別配置基準を超えてチーム保育を推進するための体制整備に充てられるものであり、配置基準の底上げとは目的が異なるため、併給を可能とするべきである。

○　令和７年度から新設された１歳児配置改善加算では、保育士等の配置改善以外にICT の活用や平均経験年数（10 年以上）の要件が設定されている。平均経験年数の要件は、保育の質を向上させるために手厚い職員配置を行うという政策目的とは本質的に関係がない。また、令和８年度に創設された「保育 ICT 推進加算」では１歳児配置改善加算と共通する ICT の活用要件が設定されており、ICT の活用による教育・保育の質の向上を推進するための条件整備は別に進めていただいている。令和７年度に実施した配置改善実態調査では、既に１歳児の職員配置を改善している施設は 87.7%に上るものの、加算取得率は 47.1%に留まり、これらの要件があるために職員配置に見合った適切な運営費が支給されない状況があることは明白である。

○　３歳児については令和 10 年度から配置改善（15：１）の完全実施を進めることとなった。配置改善実態調査では、４・５歳児についても配置改善（25：１）の実施率は既に 93.9%、１歳児についても前述のとおり 87.7%と着実に改善は進んでいる。

【保育士配置基準（子ども：保育士）】

	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
国（加算による改善を含む）	３：１	５：１	６：１	15：１	25：１	25：１
京都市	３：１	５：１※	６：１	15：１※	20：１	25：１

※　１歳児については４：１、３歳児については 10：１まで保育士を加配できるよう、京都市独自で助成を実施。

２　保育所や学校等における医療的ケア児への支援の充実

⑴　提案・要望

○　保育所等について、医療的ケア児の受入れに係る指定都市の財政負担の割合が過大（現行は嵩上げ時に、指定都市等：１／３、その他市町村：１／６）であるため適正化するとともに、看護師等の配置に係る補助基準額を見直し、ニーズに応じた看護師配置に係る十分な財政措置（１施設当たり上限額の撤廃等）を行うこと。

○　放課後児童クラブについて、看護師等の配置に係る補助基準額を見直すこと。

○　市立学校園について、医療的ケアが必要な児童生徒が増加し続けている状況を踏まえ、学校看護師の教職員定数化を行うこと。

○　保育所等や私立幼稚園、放課後児童クラブで訪問看護サービスを利用する場合は医療保険が適用されておらず、保護者の負担増に繋がることから、保険適用を行うこと。

⑵　現状・課題

○　保育所等について、この間、国においては、医療的ケア児を積極的に受け入れるための財政支援を拡充してきたが、現行の補助制度では指定都市の財政負担が過大となっている。今後も積極的な受入れを進めるためには、子ども・子育て支援制度の給付費の負担割合（指定都市、その他市町村ともに１／４）と同様、負担割合の取扱いを変えるべきではなく、負担割合の適正化が必要である。

○　従来から京都市が要望してきた看護師等の配置に係る補助基準額の見直しについては、改正医療的ケア児等支援法（令和９年４月１日施行）を踏まえ、令和９年度概算要求に盛り込まれたが、当該負担割合については維持されている。

○　また、医療的ケア児の受入れは、施設基準や人員配置が整った特定の保育所に集中することが通常であるにもかかわらず、現行の国の補助制度においては、看護師等の配置について、１施設当たりでの補助基準額の上限（約 11 百万円）が設定されており、積極的な受入れを阻害する要因となっている。京都市においては、この上限額を大きく上回る超過負担が生じており、持続可能な制度となっていないことから、上限額の撤廃が必要である。

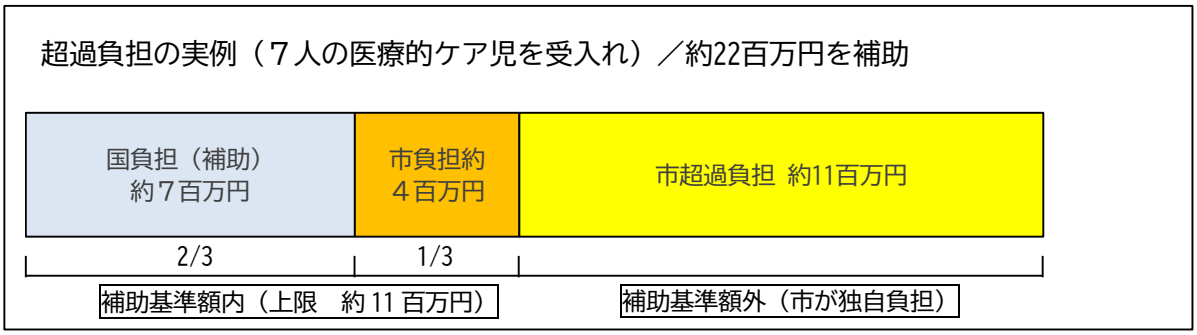

○　放課後児童クラブについて、保育所等や幼稚園とは異なり、土曜日や夏休み等の学校休業日を除き放課後児童クラブにおける児童の滞在時間が短いことや、授業・学校行事の関係で日によって利用時間帯に変動がある中で、児童の利用状況に合わせて柔軟に看護師を配置する必要があるが、現行の補助基準額の範囲では、放課後健全育成事業を行う者等が看護師等を雇用して配置することが難しい状況にあることから、看護師配置に係る補助基準の見直しが必要である。

○　市立学校園について、医療的ケアが必要な児童生徒が年々増加し続けており、毎年新たに就学する学校に必要な看護師数名を採用し配置している現状がある。今後も看護師の配置拡大が見込まれる中で安定した配置を継続するためには、看護師の教職員定数化が必要である。

○　健康保険法上、「居宅」での利用のみ医療保険が適用され、保育所等での利用は全額自費対応となる。保護者の負担を軽減するためにも、制度改正により、医療保険の適用範囲の拡大が必要である。なお、訪問看護サービスは、保育所等を利用している時間帯のうち、痰吸引等の処置が必要となる時間帯のみ利用（スポット的に利用）することを想定している。

３　こども誰でも通園制度の地域の実情に応じた柔軟な制度構築及び十分な財政支援

⑴　提案・要望

○　令和７年度から導入されている総合支援システムについて、自治体からの要望等を踏まえ、速やかに必要な改修を行うとともに、システムの仕様変更を行う際は事前に説明会を開催するなど、迅速かつ丁寧な対応を行うこと。

○　都市部の物価及び賃金水準や保育士等の負担を十分に考慮した財政措置を講ずること。

⑵　現状・課題

○　令和８年度から法に基づく制度として全国の市区町村で実施されることとなり、利用者の利便性向上等のため、京都市では利用時間を独自に２時間上乗せし、合計 12 時間利用できることとした。しかしながら、上乗せした時間に利用料の減額や加

算が適用されないなど、現状の総合支援システムでは市区町村独自の施策に柔軟に対応できる仕様となっておらず、市職員や事業所職員が手作業で対応せざるを得ない状況である。こども家庭庁の令和９年度予算概算要求では、本システムに新たに監査機能が追加される予定となっており、今後、本システムの重要性が更に高まることが予想されることから、本制度の事務処理を同システムのみで完結させることは極めて重要である。

○　公定価格については、加算分も含め改善が見られたが、全国一律の単価となっており、都市部における物価及び賃金水準や保育士等の負担が考慮されていない。

４　放課後児童支援員の更なる処遇改善

⑴　提案・要望

○　放課後児童支援員の更なる処遇改善の早期かつ確実な実施を行うこと。

⑵　現状・課題

○　放課後児童クラブについて、国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」にあるように、一定水準の質を確保し、事業の安定性、継続性を確保する必要があるため、放課後児童クラブに従事する職員（放課後児童支援員）については、その役割や社会的責任を理解し、全うできる人材を確保する必要がある。そのため、京都市では、運営団体において正職員を雇用することを前提として、これまでから市独自負担により、国基準を上回る水準で人件費相当の費用を確保し、運営団体において雇用される職員の給与改善を促進している。

○　専任の放課後児童支援員を継続的に確保するには、現行の京都市委託料（人件費相当額）の水準でも決して十分な額とは言い難く（令和７年度の全産業の平均年収：546 万円）、運営団体における人材確保が年々厳しさを増す中で、今後、必要な実施体制を確保できなくなるおそれがある。

＜参考　放課後児童クラブの国補助基準と京都市委託料の年額比較＞

放課後児童クラブ１クラス当たり年額	
常勤の放課後児童支援員を ２名配置した場合の 国補助基準単価	749.5 万円（374.75 万円／名）
京都市委託料 （人件費相当額）	1,036.8 万円（518.34 万円※／名）

※　令和８年度の京都市委託料見込額（人件費相当額）を国の配置基準上の正職員数で除したもの

（厚生労働省）

【提案・要望事項】

13　福祉施策の更なる充実と十分な財政支援

１　障害者権利条約及び障害者総合支援法の理念を踏まえた障害福祉サービス（訪問系サービス）の適切な制度運用への改善

２　福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置

３　医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療従事者の確保に対する支援

○　京都市は、全ての人が個性を発揮し、互いを認め合い尊重しながら、自分の「居場所」と「出番」を見つけ、それぞれが望む生き方や暮らし方を実現できるまちを目指している。この理念は、我が国が批准している障害者権利条約や障害者総合支援法の理念と軌を一にしており、障害者権利条約第 19 条では障害のある方が、どこでどのような生活するかを選択する機会、必要な在宅サービスを利用する機会を有するために適当な措置を講ずることとされている。

○　しかし、障害のある方の地域生活を支える根幹となる訪問系サービスのみ国庫負担基準を設定した制度運用が行われている。今般、厚生労働省の障害福祉報酬改定検討チームにおいて、令和９年度報酬改定に向けた主な論点案が示され、「国庫負担基準のあり方」が想定される検討事項の一つとして設定されたところである。自治体の財政状況にかかわらず、障害のある方が当然に享受する権利や機会が提供できるよう、適切な制度運用に向けて確実に改善頂きたい。

○　また、引き続く物価高騰に加え、春闘の平均賃上げ率（全体）は３年連続＋５％超の高水準のベースアップが維持され、医療機関や介護事業者等からは「経営や人員確保が厳しい」との声が聞かれている。

○　そうした中、令和８年６月に社会福祉法等改正法が成立し、人材確保・生産性向上等の取組の促進が国・都道府県の責務に位置づけられている。

○　厚生労働省の令和９年度予算概算要求では、介護・障害福祉報酬改定への対応について、物価高騰、賃金上昇、人材確保の必要性、経営の状況等を踏まえて必要な対応を行うことの必要性が示され、改定の具体的な内容は予算編成過程で検討することとされた。また、医師の働き方改革や医療従事者の確保等に対する支援については、「将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化」を重点事項に掲げられているところであるが、令和８年度の報酬改定後の状況も踏まえ、より強力な支援をお願いしたい。

１　障害者権利条約及び障害者総合支援法の理念を踏まえた障害福祉サービス（訪問系サービス）の適切な制度運用への改善

⑴　提案・要望

重度の障害があっても、障害のある方が望む地域で暮らす選択機会を確保できるよう、地域生活を支える根幹となる居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスについて、持続可能な障害福祉サービスを提供する観点から、市町村が決定した実際の給付額の総額を算定基礎に、国が１／２の財政措置を行うこと。

上記を実現するまでの対応として、令和９年度に障害福祉報酬改定が行われることを踏まえ、速やかに以下の措置を講じること。

・　重度訪問介護利用者（介護保険対象者、非対象者とも）に係る障害福祉サービスの国庫負担基準を実態に応じて引き上げること。

特に、医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方などの状態像が最も重度の方（重度障害者等包括支援対象者）については、利用実態を適切に反映した単位数まで引き上げるか、もしくは、当該区分に限り、市町村が決定した実際の給付額に対し、国が１／２の財政負担を行うこと。

・　居宅介護について、障害支援区分１～４の介護保険対象者を国庫負担の対象とするとともに、障害支援区分５、６の介護保険対象者の国庫負担基準を更に引き上げること。

⑵　現状

○　厚生労働省では、障害者権利条約の理念を踏まえ「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、令和９年度から 11 年度で施設入所者数の６％以上を地域移行させる等の目標を掲げている。

○　京都市においても障害のある方の地域移行、地域生活の継続に取り組んでいるところであるが、障害の重度化や家族の高齢化により、必要なサービス量の増加が大幅に進展している。特に、重度障害のある方が地域で生活していくために必要不可欠な重度訪問介護は、地域移行の推進等により、更にサービス量が増加していくことが見込まれる。

○　京都市が障害福祉サービスデータベースを活用し、政令市のある 15 道府県について、重度訪問介護の利用人数と、そのうち長時間利用者の人数について、20 政令市合計と政令市以外の 732 市町村合計を比較した結果、政令市には人口割合以上に重度訪問介護利用者が集中し、700 時間／月以上のサービスを要する最重度の障害のある方は更に集中していることが分かった。

（政令市のある15道府県の「人口割合」と「重訪利用者の割合」の乖離状況）

		人口割合（a）		重訪利用者の割合（b）	うち月700時間超利用者（c）
15道府県	政令市合計	39%	＜	64%	66%
	政令市以外の市町村合計	61%	＞	36%	34%

ポイント差

重訪利用者の割合（b-a）	うち月700時間超利用者（c-a）
25	27
-25	-27

※　各割合は、障害福祉サービスデータベースの令和７年10月時点の数値を基に算出

プラスの値が大きいほど
人口割合以上に利用者が集中

○　その要因は、政令市は、

①　人口割合以上に、医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方が集中

②　障害福祉サービス利用者のサービス選択の傾向として、施設入所率が相対的に低く、長時間のサービス利用を要する方も、在宅生活を継続している割合が高いと推察

③　重度訪問介護の事業所数が、人口割合以上に充実している。供給体制の確保が進むことが新たな需要につながるなど、需要と供給が相互に連鎖することで、在宅生活を継続する最重度障害のある方の集中に影響

ということができる。

（政令市に集中している要因分析）

		要因				ポイント差			
		利用者側			供給側				
		医療的ケア	強度行動障害者	施設等入所者	重訪介護事業者	医療的ケア	強度行動障害者	重訪介護事業者	施設入所率
15道府県	政令市合計	377人	746人	21,090人	6,317	13	23	9	7.6%
	政令市以外の市町村合計	346人	461人	48,571人	6,804	-13	-23	-9	12.8%

※１　医療的ケアは、重度訪問介護利用者の喀痰吸引等支援体制加算の算定者数
※２　強度行動障害者数は、重度訪問介護利用者の強度行動障害者数
※３　施設入所率は、（施設入所者数＋療養介護の利用者数）÷障害福祉サービス実利用者数
※４　重訪介護事業者は、実際のサービス利用の有無までをデータ上判別できないため、指定されている件数

プラスの値が大きいほど
人口割合以上に利用者等が集中

○　京都市はいずれの要因にも合致し、多額の法定率以上の負担額（R7：62 億円）が生じている。一方で、人口割合に比して集中が少ない政令市もあるが、こうした政令市では重度訪問介護利用者や長時間利用者が、道府県内における他市町村に分散しており、当該政令市への集中が緩和されている。これらは、道府県内の中核市や一定規模以上の一般市が政令市に近接して複数存在することが影響しており、京都府内における京都市への集中を、京都市による取組によって緩和（他市町村への分散）を図ることは困難である。

⑶　課題

○　医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方の地域生活の継続、あるいは施設からの地域移行については、この間、国においても強力に推進しており、サービス提供体制の確保は国・市町村ともに取り組むべき喫緊の課題である。

（地域移行の推進と法定率以上の負担額の状況）

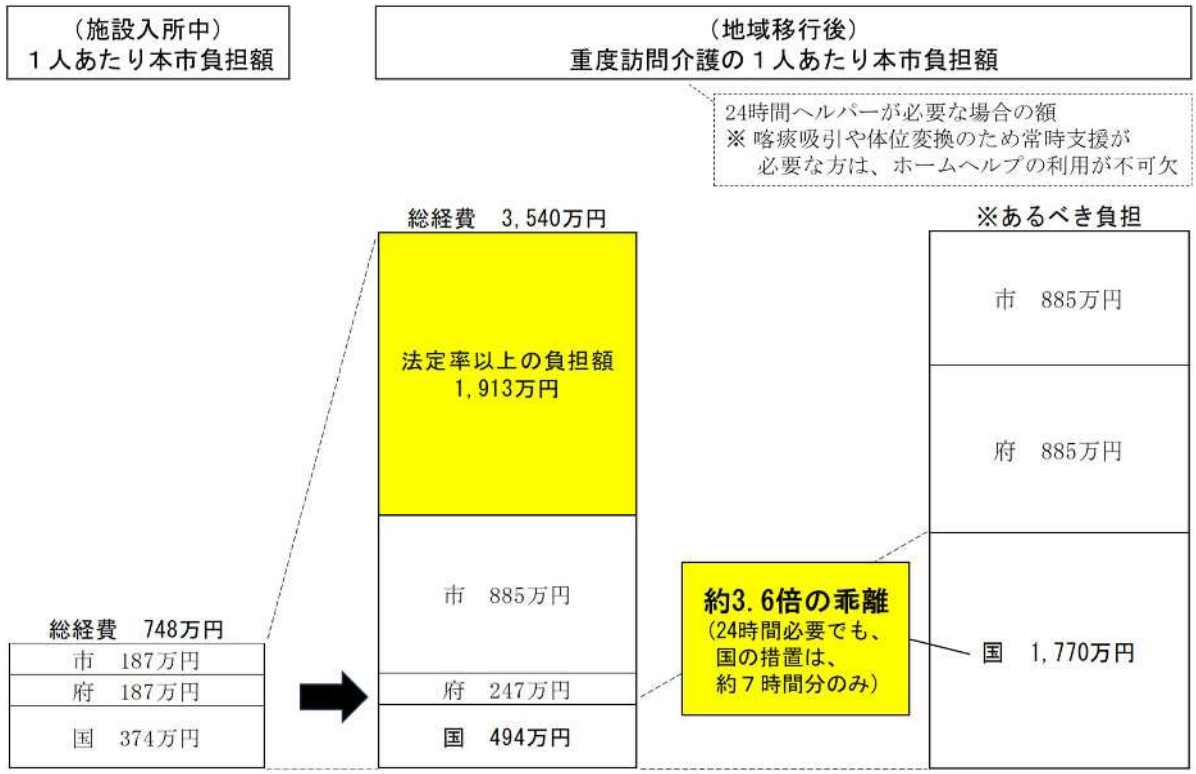

○　医療的ケアが必要な方や強度行動障害のある方などの長時間のサービス利用を要する方が政令市に集中する傾向にある中、これらの国庫負担基準は利用実態と大き

く乖離していることから、現行の国庫負担基準は京都市をはじめとする政令市に著しく負担を強いる制度設計となっている。厚生労働省は「同じ市町村内の中でサービス利用が少ない方から多い方に回すことが可能な制度」と説明されているが、少ない方から回せる余剰はわずかであり、大きく不足している（次表では△９万時間不足）。

また、状態像が最も重度な方は支援の個別性が高いことから、支給量を標準化した１つの尺度（国庫負担基準）では実態にそぐわない。

（国庫負担基準設定と京都市の実態との比較）

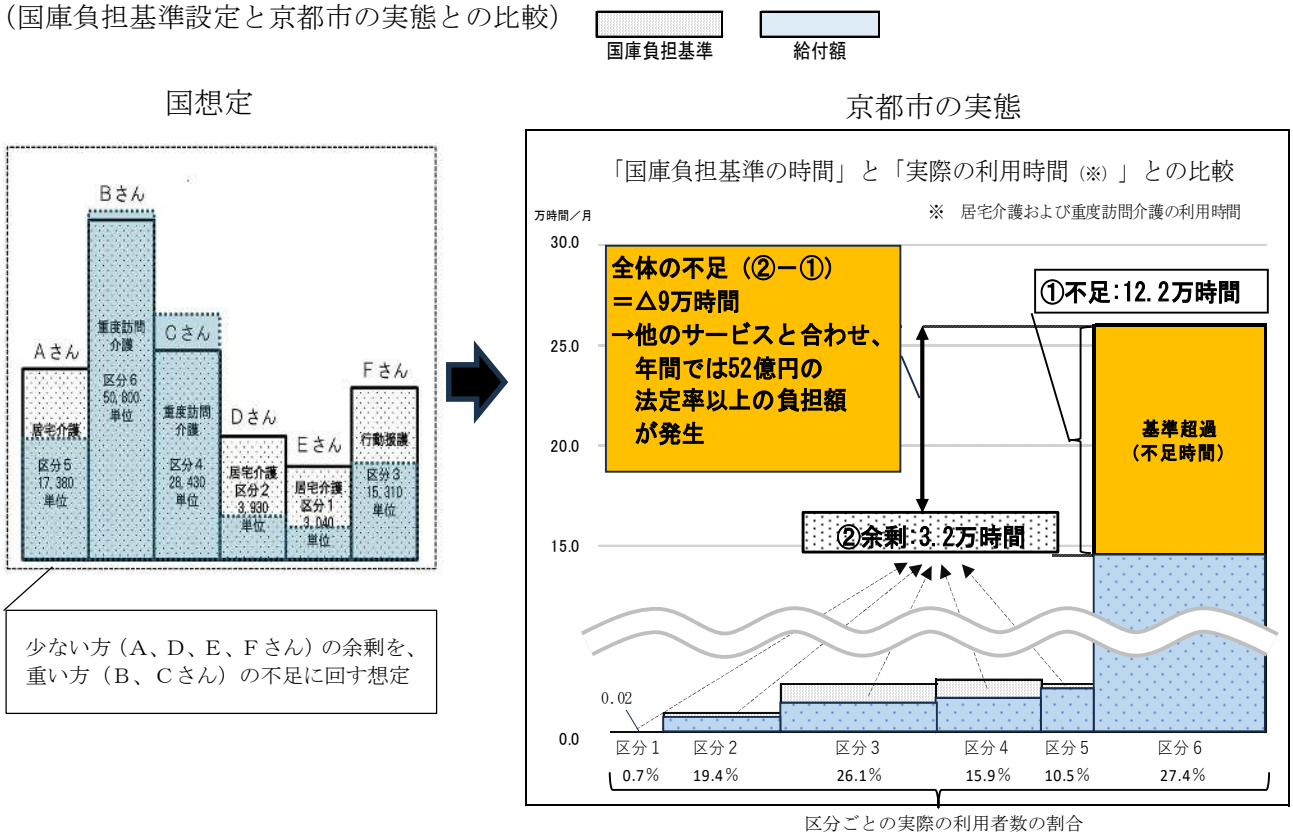

○　令和８年度に実施された臨時報酬改定においては、給付費の増額分に対する国庫負担基準は概ね適切に増額改定されたものの、国庫負担基準は依然として低く、京都市の法定率以上の負担額は、この 11 年間で６倍以上（H27：10 億円→R7：62 億円）となっており、円滑な財政運営に重大な支障をきたしかねない状況にある。

このままでは、国と地方自治体が共に進める地域移行にブレーキがかかり、地域生活の継続が実現できないばかりか、障害のある方が必要とするサービスを、不足なく提供することができなくなるおそれがあることから、都市部の実態に応じた国庫負担基準に見直す必要がある。

２　福祉人材の処遇改善及び国庫負担での財政措置

⑴　提案・要望

○　介護・障害福祉サービスのニーズは今後も増加が見込まれるが、他産業よりも賃金が低い等の状況もあり、深刻な人材不足である。これらのサービス提供に必要な福祉人材を安定的に確保していくため、他産業の賃上げ率を上回る処遇改善を間断なく実施すること。

○　令和８年度報酬改定の影響について、現在、介護・障害福祉サービス事業者等の現場の実態調査・検証が行われているところであり、秋以降に公表予定とのことであるが、令和９年度の報酬改定において、賃金や物価上昇のほか、同調査結果を適切に反映し、事業者等の経営の安定化及びサービスの安定的な供給につながる内容とすること。また、介護報酬の増額改定等を行う場合は、保険料や利用者負担の引上げにつながらないよう全額国庫で賄うなど、必要な措置を講じること。

⑵　現状・課題

○　「賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金推移」によると、令和７年度の障害福祉分野の職員の平均給与は月額換算で 31.9 万円となっており、全産業平均の 39.6 万円を大きく下回っている。

○　政府は、令和 11 年度までの間、日本経済全体で、物価上昇を年１％程度上回る賃上げの定着を掲げている。

○　介護・障害福祉サービスでは令和６年度に＋2.5%、令和７年度に＋2.0%のベースアップ、令和８年度では介護職員について最大で＋6.3%の賃上げを実現するよう報酬改定が行われているが、春闘の平均賃上げ率（全体）は、令和６年＋5.1%、令和７年＋5.3%、令和８年＋5.0%で、３年連続＋５%超の高水準となり、介護・障害福祉分野と全産業との給与の差は大きく縮まらない見込みである。

３　医師の働き方改革や働き手の減少等に係る医療従事者の確保に対する支援

⑴　提案・要望

○　医師、看護師、薬剤師等の医療従事者の確保及び労働、就業等の環境整備、改善を図るため、以下のとおり支援策を講じること。

・　診療報酬について、物価・賃金の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること

・　都道府県や政令指定都市等が行う対策等を支援するなど、医療従事者の確保に向けた対策を講じること

⑵　現状・課題

○　令和６年４月からの医師の時間外労働の上限規制等により、大学病院からの医師派遣の縮小等、民間のみならず、地域医療を支える公的医療機関においても従来どおりの医師確保が困難となってきているほか、昨今の物価高騰及び人件費の上昇により、医療機関の経営状態は悪化している。

○　京都市においても、一般の診療所等が休診している夜間休日における地域の初期救急医療を担う京都市急病診療所において医師確保が困難となっている状況があるほか、市内の看護専門学校において、少子化に伴う受験希望者の減少を受け、閉校の方向性が示されるなどといった状況がある。

（こども家庭庁、厚生労働省）

【提案・要望事項】
14 地域手当の見直しに関して、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の処遇水準の維持

○　国家公務員の地域手当が大幅に見直され、令和７年４月から支給地域の単位の広域化や級地区分の再編成が段階的に実施されている。（京都市域の場合、10%→８%）。
○　当該見直しにより、保育士・幼稚園教諭、福祉人材の確保に支障が生じる恐れがあることから、以下のとおりお願いしたい。

⑴　提案・要望

○　保育士・幼稚園教諭、福祉人材確保の取組に支障が出ることがないよう、地域区分の変更により保育所等の公定価格や介護・障害福祉報酬等が低下する地方自治体については、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえ、令和７年度の見直し前の地域区分の水準を維持し、必要な財政措置を講ずること。

⑵　現状・課題

○　保育所等の公定価格や児童養護施設等の措置費、介護・障害福祉報酬については、国家公務員の地域手当に準拠し、地域区分が定められている。
○　保育士・幼稚園教諭、児童養護施設等職員や介護従事者・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較し、低い傾向にある。
○　京都市においては、令和７年度の見直し前の地域区分に基づく処遇であっても、人材確保が困難になってきており、関係団体からは、他産業との賃金格差の解消や人材確保対策などを求める要望が京都市に対してなされている。
○　令和７年度の見直しにより引き下げられた児童養護施設等の措置費については、令和８年度は従前の地域区分とする方針が示され、状況が改善した。一方で、介護・障害福祉報酬や障害者（児）給付費については、令和９年度予算概算要求において「令和９年度の改定に向けて予算編成過程で検討」とされているとともに、保育所等に係る給付費については令和９年度から「まずは、公務員の地域手当（令和６年人事院勧告）に準拠することを基本としつつ、隣接する地域等の状況を踏まえた補正ルールを設けること」を前提に見直しが予定されていることから、対象となる施設関係者はもとより、他の社会福祉分野の関係者からも多くの不安の声が上がっており、自治体の立場としても大きな問題意識を持っている。
○　補正ルールの内容が現時点で明らかでないものの、例えば、地域区分を公務員の地域手当と同様に大括り化することで、京都府内・府外の周辺自治体の地域区分が現行の水準より引き上げられた場合、結果的に、京都市においては人材確保が一層困難となり、また、より良い待遇を求めて現行の人材が流出する懸念がある。

（デジタル庁、総務省）

【提案・要望事項】

15　自治体情報システム標準化の目的実現に向けた確実な財政措置

１　標準化移行経費に対する補助金の全額措置

２　標準化移行後のシステム運用経費･改修費に対する確実な財政措置

○　京都市では、全国的なＩＴ技術者のひっ迫により事業者確保が困難な状況にある中、国との緊密な連携の下、取組の進捗に努めてきた。これまでに標準化対象 20 業務のうち５業務の標準化移行が完了し、残る 15 業務についても、今般、全ての業務において移行時期の見通しが立ったところである。これまでの国の御支援に感謝申し上げるとともに、これからが移行作業の山場となることから、引き続き十分な御支援をお願いしたい。

○　とりわけ移行経費に関しては、移行作業の本格化に伴い、令和９年度には現行の補助上限額を超過する見込みである。安全かつ円滑な移行の実現のため、全業務の移行完了まで国費による全額措置を確実に講じていただきたい。

○　また、標準化移行後のシステム運用経費について、現時点で総額は見通せていないが、大幅な増嵩が危惧されることから、確実な財政措置を継続的に講じていただきたい。あわせて、制度改正等に伴うシステム改修費に対し、適切な財政措置を徹底いただきたい。

○　移行経費及び運用経費に関しては、令和９年度概算要求において、デジタル庁及び総務省から「強く豊かな日本」投資枠に計上いただいている。標準化が目指す「市民の利便性向上」と「行政運営の更なる効率化」を確実に実現し、事業効果を市民に還元していくためには、必要十分な投資が不可欠であることから、確実な予算確保をお願いする。

１　標準化移行経費に対する補助金の確実な全額措置

⑴　提案・要望

○　標準化移行経費について、引き続き、見積精査を支援いただくとともに、必要となる補助対象経費に対しては、国庫補助金を確実に全額措置いただきたい。

⑵　現状・課題

○　京都市の補助上限額として、現時点では 113 億円が措置されており、令和８年度分までの所要額は充足されている。令和９年度以降分については、年度ごとに、金額精査のうえ追加配分がなされることとされており、京都市においては現在、総務省が委嘱された有識者からも御助言を頂きながら、金額精査に取り組んでいる。

＜京都市における標準化移行経費と補助金の状況＞

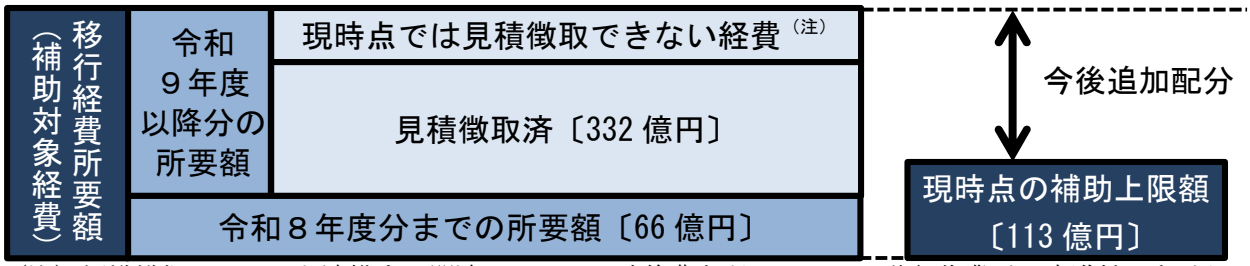

（注）標準準拠システムと連携する関連システムの改修費など、システム移行作業が一定進捗しなければ見積もることができない経費があるため、現時点では所要額の総額を完全に見通すことはできない。

2　標準化移行後のシステム運用経費・改修費に対する確実な財政措置

⑴　提案・要望

○　システム運用経費に対しては、人件費・物価等の増加分（地方交付税措置）及び機能強化・構造的な要因等による増加分（国庫補助金により措置）の双方について確実な財政措置を講じるとともに、将来的な運用経費の低減に向け、自治体に対する見積精査支援や事業者に対する技術支援を十分に講じていただきたい。

　とりわけ特定移行支援システムを多く有する指定都市においては、移行後運用経費の最適化にもなお時間を要する可能性があるため、各自治体の実情を十分把握いただき、令和９年度以降も継続的に財政措置を講じていただきたい。

○　制度改正等に伴う標準準拠システムの改修費に対しては、制度所管省庁において適切な財政措置を講じることを徹底していただきたい。

⑵　現状・課題

○　京都市における標準化移行済５業務のシステム運用経費は、移行前（令和５年度）に比べて、令和８年度は約 1.6 億円の増額となる見込みである。全 20 業務移行後の運用経費については、現段階で精緻に見積もることはできないが、今後、税や国民健康保険等の大規模業務の移行に伴って、更に大幅に増嵩することを危惧している。

○　京都市で運用中の標準準拠システムの中には、現に、法改正に伴う改修の必要が生じているにもかかわらず、これに対する財政措置が予定されていないものがある。

＜システム運用経費に係る国の財政措置と京都市の状況＞

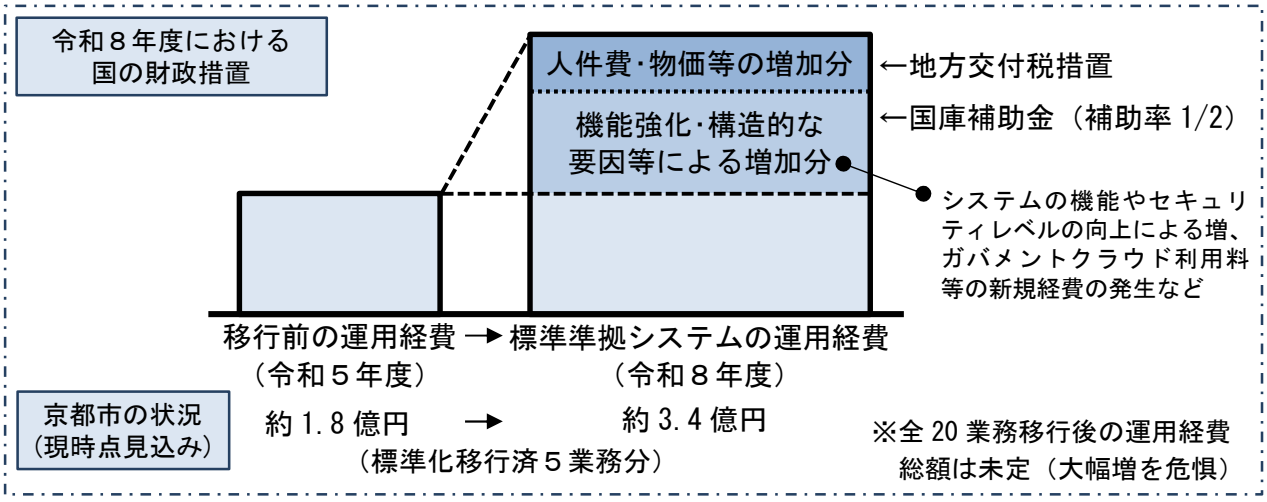

【参考】京都市における標準化移行スケジュール

標準化対象 20 業務	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
住民基本台帳、印鑑登録	移行作業			★令和７年１月移行済み				
就学		移行作業		★令和７年１月移行済み				
戸籍、戸籍の附票			移行作業		★令和８年１月移行済み			
選挙人名簿管理				移行作業		★令和９年度移行予定		
生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援					移行作業		★令和 10 年度移行予定	
固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、障害者福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金					移行作業			★令和 11 年度移行予定

（総務省、経済産業省、環境省）

【提案・要望事項】

16　気候変動対策等の更なる推進に向けた取組の強化及びごみ処理に関する支援の拡充

1　2050年カーボンニュートラルに向けた取組の強化

2　リチウムイオン電池対策の更なる強化

①　ごみ処理施設の火災からの復旧への支援等

②　総合対策パッケージの早期かつ確実な推進

○　2050 年カーボンニュートラルに向けた自治体独自の再エネ拡大・省エネ促進施策に対し、「地域脱炭素推進交付金」による手厚い御支援をいただいていることに御礼申し上げる。

○　また、一般廃棄物処理施設の整備に当たっては「循環型社会形成推進交付金」等により御支援いただいており、重ねて感謝申し上げる。

○　一方、令和８年１月 14 日に京都市の南部クリーンセンターにおいてリチウムイオン電池が原因とされる大規模な火災が発生し、ごみ収集車からの発火もしばしば発生している。全国的に喫緊の課題であるリチウムイオン電池対策及び気候変動対策の更なる推進に当たっては、国による先導・支援の下、取組を強力に推し進めることが不可欠であることから、以下のとおり求める。

1　2050 年カーボンニュートラルに向けた取組の強化

⑴　提案・要望

○　「地域脱炭素推進交付金」をはじめ、地域脱炭素の推進に必要な予算を十分に確保すること。特に令和９年度予算概算要求において示された「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業」を確実に予算化すること。

⑵　現状・課題

○　京都市は、京都議定書誕生の地として、これまで、全国で初となる地球温暖化対策に特化した条例を制定し、いち早く 2050 年のカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明するなど、市民、事業者と一体となって先駆的な取組を進めてきた。

○　本年、2035 年度及び 2040 年度の新たな削減目標を設定する等の条例改正を行うとともに、地球温暖化対策計画を見直し、再生可能エネルギーやその自家消費の拡大、徹底した省エネ対策の促進など、取組の強化・拡充を図ったところである。

○　今後、同計画に基づき弛まず取組を進めていくとともに、2050 年に向けては、市民、事業者とカーボンニュートラル社会の絵姿を共有し、全庁横断でその実現に向けた施策の具体化や目標設定を含めた検討を進め、着手可能なものから市役所が先頭に立ち、温室効果ガスの削減を進めていく必要がある。

○　京都市では、2030 年度の削減目標達成に向け、他部門に比べて温室効果ガス排出量が多い民生部門の削減を進めるべく、国の交付金を受け、重点対策加速化事業及び脱炭素先行地域事業に取り組んできた。両事業の最終年度である令和９年度に向け、伏見工業高校跡地等を活用した脱炭素街区の創出等、取組の総仕上げが必要である。

○　今後は両事業の成果等を市域全体へ横展開していくことが重要である。横展開に

当たっては、温室効果ガスの削減とともに、質の高い暮らしの実現や地域経済の活性化を同時に追求し、まちの発展につなげていく観点が重要である。

○　このような取組を進めるためには、様々なステークホルダーとの連携をはじめ、地域脱炭素の推進基盤の確保が重要であり、京都市としてもその更なる強化に取り組んでいる。その最中、国の令和８年度予算編成における「補助金の点検・見直し」の結果、「地域脱炭素推進交付金」について、高度化・展開促進事業（地域イノベーションモデル）の新設が見送られ、予算額が大きく減額されたことは、京都市の脱炭素先行地域事業等の実施のみならず、その成果の横展開にも支障をきたしかねないものと懸念している。

○　また、次世代技術であるペロブスカイト太陽電池に支援を重点化する国の方針について、京都市の再エネポテンシャルの最大活用に向け、ペロブスカイト太陽電池の早期の社会実装に期待しているところであるが、現状ではその供給体制やコスト、耐久性等に課題があるため、普及拡大には一定の期間を要するものと認識しており、自治体をはじめとする需要家のニーズとのミスマッチが生じることで、足元の再生可能エネルギーの導入拡大へ影響が生じることを懸念している。

○　以上の観点から、自治体が抱える課題やニーズを踏まえ、予見可能性をもって地域脱炭素の取組を推進できるよう、令和９年度予算において、「地域脱炭素推進交付金」をはじめ、必要な予算の十分な確保をお願いしたい。特に、令和９年度概算要求において示された新規事業である「地域資源を活用したレジリエントなエネルギー循環・経済成長促進事業」について、脱炭素先行地域づくり事業の成果を継承・発展させ、地域脱炭素の取組を更に加速していくため確実に予算化するとともに、自治体の創意工夫や地域課題に応じた支援を行えるよう、事業の主体や内容について柔軟な制度設計とすることをお願いしたい。

２　リチウムイオン電池対策の更なる強化

２－①　ごみ処理施設の火災からの復旧への支援

⑴　提案・要望

○　昨今、全国各地で発生しているリチウムイオン電池などを原因としたごみ処理施設の火災からの復旧や、火災による施設の稼働停止等により追加で必要となったごみ処理費用について、更なる支援の拡充を図ること。

⑵　現状・課題

○　近年、様々な製品に普及しているリチウムイオン電池を原因とした発火事故の発生件数は増加傾向にあり、ごみ処理施設における火災事故も増加傾向にある。

○　京都市においても、ごみの収集・処理の過程におけるリチウムイオン電池に起因する発火事故がたびたび発生しており、令和８年１月 14 日に南部クリーンセンターの選別資源化施設（粗大ごみ破砕施設）で発生した火災も、リチウムイオン電池が原因と推定される。

○　近年の急激な物価高騰の影響等で、復旧には設備と建物を合わせて建設時の４倍以上に相当する 90 億円以上と、多大な費用を要する見込みであり、火災保険による補償では到底賄えない。このため、現在、復旧工事費の削減の検討に加えて、設備のダウンサイジングや、施設内の空きスペースを活用した破砕施設の新設も含めて、最適な復旧方法をゼロベースで検討しているところである。

○　環境省の令和９年度予算概算要求において、循環型社会形成推進交付金は、令和８年度当初予算及び令和７年度補正予算と同額の要求に加え事項要求となっている。ごみ処理施設の火災事故からの復旧費用や追加で必要となるごみ処理費用を同交付金の対象としていただき、必要な予算総額の確保をお願いしたい。

○　施設の復旧には災害復旧事業債も活用できるが、自治体に火災の責任があるか否かにより財政措置には差が設けられている。同様に、施設の稼働停止に伴い発生するごみ処理等の行政機能の維持に必要な経費には、特別交付税措置があるが、自然災害に起因する火災に比べ、その他の火災への財政措置の内容が手薄である。その中で、リチウムイオン電池が原因とみられるごみ処理施設の火災事故は全国で頻発しており、自治体の力のみで未然に防ぎきることは困難であることから、同電池等のごみに起因する火災を「災害等に準ずる」ものとし、災害復旧事業債の元利償還金への交付税措置を講じていただくとともに、追加で生じるごみ処理費用等についても、「災害」に該当するものとして手厚い特別交付税措置をお願いしたい。

２－②　総合対策パッケージの早期かつ確実な推進

⑴　提案・要望

○　リチウムイオン電池一体型製品のうち、資源有効利用促進法により、令和８年４月から新たに指定再資源化製品の対象となった、モバイルバッテリー、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスの３品目の自主回収・再資源化の促進や、製品本体へのリチウムイオン電池使用の表示の徹底など、総合対策パッケージに掲げられた各施策を早期に、かつ、確実に推進すること。

○　また、その他のリチウムイオン電池一体型製品についても、国においてリチウムイオン電池の内蔵の有無を確実に把握したうえで、製造・販売事業者による製品本体へのリチウムイオン電池使用の表示の義務化などの実効性のある環境配慮設計を促進するとともに、安全性の向上、自主回収の義務化を進めること。

⑵　現状・課題

○　リチウムイオン電池を原因とした発火事故を未然に防ぐためには、リチウムイオン電池一体型製品が適切に製造・輸入・販売され、また、使用・回収・処理されることが重要である。

○　環境省では、令和９年度予算概算要求において、リチウムイオン電池の処理体制構築を進めるため、回収を強化するための検討を行うなど、令和８年度当初予算及び令和７年度補正予算から関連予算が増額要求されている。また、経済産業省では、モバイルバッテリーの第三者機関による適合性検査を義務化するなどの方針を打ち出し、今年度内に関係政省令の改正を予定されている。

○　令和７年 12 月に取りまとめられた「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に掲げられた諸施策を順次進められているところであるが、早期、かつ、確実に推進していただくよう、お願いしたい。

○　さらに、市民が身の回りにある製品を分別排出しやすく、また自治体が安全に処理しやすい環境を整えるため、処理に危険を伴う製品の拡大生産者責任として、ごみへの混入や発火事故が増加傾向にあるハンディファンやワイヤレスイヤホン、コードレス掃除機等、上記３品目以外の製品についても、製造・販売事業者による製品本体へのリチウムイオン電池使用の表示の義務化など実効性のある環境配慮設計を促進するとともに、安全性の向上、自主回収の義務化を進めていただきたい。

＜参考１：令和８年１月 14 日に発生した火災の概要＞

発生場所	京都市南部クリーンセンター選別資源化施設の粗大ごみピット火災
発生日時	令和８年１月 14 日（水）16 時 23 分
火災の発生原因	粗大ごみピットに貯留しているごみの中に混入していたリチウムイオン電池が何らかの要因で発火し、周囲のごみが燃焼し始めたことにより、粗大ごみピット内のごみが広範囲にわたって燃焼したと推定される。
火災の影響範囲	【施設への影響】 火災の影響により、焼却施設・選別資源化施設（粗大ごみ破砕施設）・バイオガス化施設・環境学習施設に汚損・焼損・水没等の被害が発生し、稼働停止及び休館した。焼却施設は１月 21 日、バイオガス化施設は２月２日に処理を再開。環境学習施設は４月２日に再開。火元となった選別資源化施設は現在も停止中。 被害状況調査により、選別資源化施設の被害は、粗大ごみクレーンや破砕機などのプラント設備、制御盤や給電ケーブルといった電気設備、粗大ごみピットの躯体、粗大ごみクレーンを支えている鋼鉄製の梁、天井・壁の梁、鋼板製の屋根、壁のコンクリート部材や吸音材など、施設内全体に及んでいることが判明。 原状復旧工事を行う場合、設備と建物を合わせて、現時点で 90 億円以上と建設時の４倍以上に相当する多額の経費を要する見込み。 今後、復旧方法のとりまとめを令和９年３月まで行い、以降、復旧工事の設計を実施。令和９年７月に復旧工事を開始、令和 10 年度中復旧工事の完了を想定。 【ごみ収集への影響】 火災後、家庭ごみ及び許可業者収集ごみの搬入を停止。１月 21 日から再開。 【持込ごみへの影響】 火災後、新規の予約を停止。２月２日から持込ごみの搬入を市民に限定して再開（敷地内の屋外スペースで受け入れ、東北部クリーンセンターへ搬出するため、通常時より予約できる台数を縮小して対応。）。９月 14 日から事業者の破砕不要な小型ごみの受入れを再開。11 月からは、粗大ごみも含めた事業者の持込ごみ受入れを全面再開するとともに、事前予約の受付台数も、搬入物検査の強化を継続しつつ、段階的に火災前の台数に戻していく予定。これに伴い、南部クリーンセンターから東北部クリーンセンターへの再搬送費用等が新たに必要となっている。

火災発生時の状況

鎮火後の粗大ごみピット
（水没した粗大ごみ）

＜参考２：京都市における回収と啓発の強化策（京都市の補正予算事業）＞

１　リチウムイオン電池等の回収拠点の拡充

リチウムイオン電池使用製品の排出機会を拡大するため、土日祝及び夜間の時間帯まで回収可能な拠点として以下拠点を新設

- 図書館（全 20 か所）：令和８年９月 14 日～
- いきいき市民活動センター（全 12 か所）　：令和８年９月 14 日～
- 山科・西京まち美化事務所：令和８年 10 月３日～（土日開放）

【山科まち美化事務所の回収場所】

【西京図書館の回収場所】

２　啓発の強化

リチウムイオン電池使用製品の購入から廃棄までの適正な取扱いについて、消防局と連携し、市民しんぶんやチラシ等を活用した啓発に加えて、デジタル広告配信や地下鉄広告等も活用し、若年層をはじめとした幅広い世代に向けた更なる周知啓発を実施

- 京都市情報館（ホームページ）に新たに以下のページを設置

①リチウムイオン電池の購入から廃棄、発火時の消火に係る注意点をまとめたページ

②充電式電池・充電式電化製品に特化した資源物回収拠点のマップ

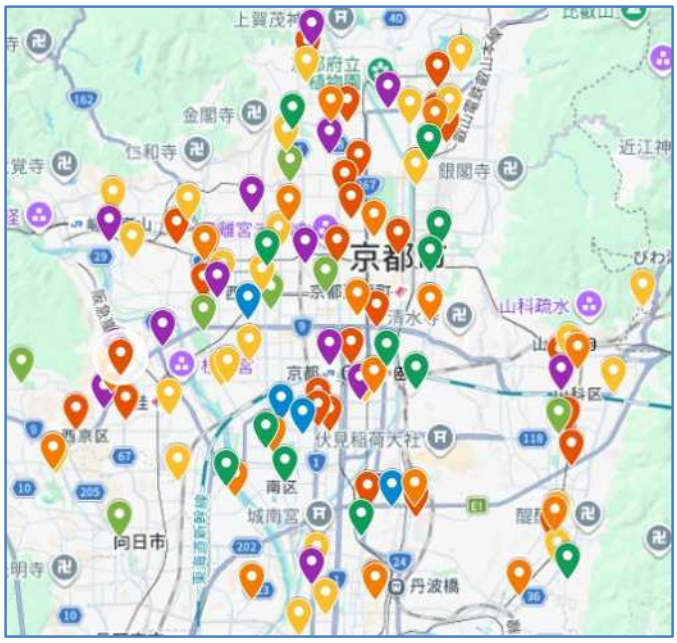

資源物回収拠点のマップ（充電式電池、充電式電化製品）（一社）JBRC 協力店舗を含む

・　デジタル広告における啓発動画の配信

・　デジタル広告における静止画のコンテンツ配信

（デジタル庁、経済産業省、国土交通省）

【提案・要望事項】市・府共同提案

17　持続可能な公共交通の維持・確保に向けた財政支援等

１　自動運転バスの社会実装に向けた支援の継続・充実

２　「交通空白」の解消に向けた、持続可能な運送サービスへの支援の充実

３　幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実

４　白タク行為への実効性のある対策の検討及び取組の強化

５　バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

○　国においては、京都市の自動運転バスの社会実装に向けた取組や「交通空白」の解消に向けた取組に対し手厚い御支援をいただいていることに、御礼申し上げる。

○　京都市の公共交通においては、バス運転士の担い手不足や観光客の増加等による一部路線での混雑、郊外での利用者数の減少などの課題が顕在化している。このため、新技術の活用や新たな交通システムを含めた「京都の都市交通のあり方」、すなわち「京都市全体の交通の将来像」であるグランドデザインの検討に着手したところである。

○　市民生活を支え、まちの活力を維持・向上させるとともに、市内移動の利便性の維持・向上や更なるまちの発展・魅力向上にもつなげるため、京都ならではの持続可能な交通ネットワークの形成に向けて、引き続き、以下のとおり支援をお願いしたい。

１　自動運転バスの社会実装に向けた支援の継続・充実

⑴　提案・要望

○　自治体が実施する実証事業への補助制度を継続・充実すること。特に、自動運転導入のインセンティブとなるよう、自動運転バスの購入費など高額な初期費用に係る支援制度を充実させること。

○　自動運転の実用化に向け、研究開発・実証支援等への更なる投資等により技術向上を加速させること。

○　レベル４の運行許可手続や関連法令に基づく手続を合理化し、導入までの期間短縮と事業者負担の軽減を図ること。

○　自動運転バスの維持管理費やシステムの運用費等が高額となっており、全国的に実用化が進むまでは採算性の確保が困難であると見込まれることから、こうした費用を支援するなど安定運用を支える制度を新設すること。

⑵　現状・課題

○　少子高齢化により公共交通の担い手不足は今後も一層深刻化していく見通しの中で、人手不足の解決に向けては従来型の人材確保策のみでは限界があり、自動運転技術の導入が抜本的かつ持続的で最も有効な解決策の一つであると認識している。

○　京都市においても、令和７年９月補正予算及び令和８年度当初予算に、自動運転に関する予算を計上し、令和８年度は国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）に採択（令和８年６月交付決定）されるなど、公営交通として政令市初となる自動運転の社会実装に向けた取組を進めている。

○　令和９年度予算概算要求においては、前年度以上の額が要求されており、京都市としても引き続き、自動運転に関する予算を計上し、上記補助金を申請予定である。

＜参考　京都市の自動運転バス導入に向けた取組＞

- 令和８年３月、洛西地域でレベル２の実証実験を実施（R7　９月補正：4,700 万円）
- 令和８年度以降、レベル４の実証実験を行い、令和９年度にレベル４許認可取得、令和 10 年度のレベル４営業運行を目標としている。（R8 当初予算：２億円）

○　一方、現時点の自動運転技術は、悪天候下での運行安定性、緊急時対応、安全性の更なる検証といった技術的課題に加え、導入費や維持管理費、運行許可等の手続など、実装に至るまでに高い障壁が存在し、地方自治体や交通事業者の単独では、導入から実装までの道筋を立てることが困難であるため、国による財政支援や制度設計が不可欠な状況である。

２　「交通空白」の解消に向けた、持続可能な運送サービスへの支援の充実

⑴　提案・要望

○　「交通空白」の解消に向けて、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）や無償運送、デマンド交通に対する支援制度の拡充など、地域・交通事業者又は支援を行う自治体に対する国庫補助及び地方財政措置の充実を行うこと。

⑵　現状・課題

○　移動需要の多様化（近距離移動、小規模輸送等）が進んでいる中、バス事業者においては、近年の運転士不足等により、これらの需要に応えて路線・ダイヤの拡充を図ることは難しい。このような状況において、地域の共助の取組として住民主体の運送サービスや交通事業者等によるデマンド交通の必要性が高まっている。

○　そうした中で、国においては、「交通空白」解消本部が設置され（令和６年７月）、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームが発足、令和７～９年度を「交通空白解消・集中対策期間」とし、対策が強化されることとなっている。

○　京都市では、地域団体等が主体となった「住民バス」など、地域の共助による生活交通確保に向けた取組に対し、「地域主体の生活交通確保支援」制度により支援しているほか、京北地域における持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、デマンド交通の導入を目指している。

＜参考　京北地域の新たな公共交通ネットワークの構築（令和８年度当初予算）＞

概　要：　令和９年度からのデマンド交通の本格運行を見据え、京北地域の実情に合わせたシステムの構築、利用者の理解促進や具体化に向けた課題の洗い出し・改善を行うための実証運行を行う。　（予算：3,000 万円）

○　取組に当たっては、令和８年度の国土交通省の補助事業である「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」により、「交通空白」解消に向けた仕組みの構築や実証事業に対する支援があるものの、自家用有償旅客運送やデマンド交通の場合、運賃収入だけで運行経費を賄えないなど、公的支援等がなければ継続的に実施していくことは困難。また、無償運送では、自家用有償旅客運送と比べて、利用者から収受できる経費が極めて限定されており、運営に必要な諸経費を調達することができないことから、安定的な運行体制の構築が難しい。

○　国土交通省の令和９年度予算概算要求でも「持続可能な地域社会の実現のための「交通空白」解消の深化・加速化」が挙げられているところではあるが、こうした移動需要の高まりに対応するには多額の財政負担が生じることから、国からの更なる財政支援が不可欠な状況である。

○　また、「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「交通空白」解消タイプについては、三大都市圏の政令指定都市の補助率が２／３から１／３に引き下げられたことで、自治体負担が更に増加する形となっている。

３　幹線補助及びフィーダー補助による安定的な財政支援及び制度充実

⑴　提案・要望

○　地域間幹線系統確保維持費国庫補助金（幹線補助）や地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー補助）による安定的な財政支援を行うとともに、フィーダー補助の上限額の引上げ、類似のバス路線を維持するための国庫補助の創設など、更なる制度の充実を行うこと。

⑵　現状・課題

○　以下のバス路線は、市内山間部と市街地を結ぶ唯一の公共交通機関であるが、国の幹線補助・フィーダー補助を活用することで、かろうじて路線を維持している。

≪幹線補助路線≫

京阪京都交通（原・神吉線）、西日本 JR バス（高雄・京北線）、京阪バス（京都比叡平線）

≪フィーダー補助路線≫

京都市北区雲ケ畑バス「もくもく号」、京都市山科区小金塚地域循環バス

○　上記路線に加えて、他の路線についても運営状況は厳しく、路線を維持するために幹線補助及びフィーダー補助の潜在的な需要は高まっているが、こうした路線は元々経常赤字路線であるため、幹線補助やフィーダー補助といった財政支援がなくなれば路線廃止に直結しかねない。

○　フィーダー補助については、自治体ごとに補助上限額が設定されているため、京都市の補助算定額が補助上限額を超過しており、追加の自治体負担が生じている。

・補助上限額（※）　2,204 千円　＜　補助算定額 2,814 千円

（※R7 対象人口（雲ケ畑・小金塚：2,271 人）×90 円＋2,000 千円（定額））

○　京都市では、市民生活に必要不可欠な路線を維持し、「市民の足」を確保するため、令和６年度に新たな運行補助制度を創設した（令和８年度予算：３億円）。地域公共交通の維持は全国的な課題であり、国による更なる財政支援が不可欠である。

４　白タク行為への実効性のある対策の検討及び取組の強化

⑴　提案・要望

○　国の許可を得ず、一般のドライバーが自家用車を使って有料で乗客を送迎する違法行為（いわゆる白タク行為）について、実効性のある対策を検討すること。また、京都市内の観光地等での取組を強化すること。

⑵ 現状・課題

○　訪日外国人観光客が多数訪れる京都市内の観光地や主要駅等においては、白タク行為が疑われる車両が時期や曜日を問わず日常的に見受けられる状況にある。

○　白タク行為が、タクシーが客待ちできない道路や駅の乗降場等において行われることで、混雑が生じ、他の車両の通行に支障をきたすほか、タクシー事業者や物流事業者、観光事業者等から、「違法な白タク行為により事業活動が阻害されている」との苦情が京都市に寄せられている。

○　白タク行為は、金銭の受け渡しを立証する必要があるなど、摘発等を行うことは難しい状況であると認識しているが、違法行為によって市民生活や事業活動への影響が生じているため、更なる対策が求められる。

○　国土交通省の令和９年度予算概算要求では「白タクや違法ハイヤーの撲滅に向けた調査事業」が挙げられており、主要空港への違法タクシー巡回員の配置や、広報・啓発活動の強化等を進められているところである。予算化された場合には、京都市の実情に鑑みて、観光客の玄関口となる関西国際空港へ違法タクシー巡回員を配置するとともに、京都市内においても重点的に広報・啓発活動を実施していただきたい。また、国におけるそのような新たな取組について効果が認められた場合には、京都市内の観光地や主要駅等への違法タクシー巡回員の配置など、更なる対策の強化を検討いただきたい。

５　バス事業者の深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

⑴ 提案・要望

○　深刻な担い手（運転士、整備士等）不足にあるバス事業者の担い手を確保するため、採用活動、労働環境改善等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減や採用者数増加に向けた処遇改善、事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

⑵ 現状・課題

○　全国的に担い手不足が深刻化する中、京都市内でも、運転士不足を理由としたバス路線の廃止や減便等が相次いでおり、市バス事業においては令和６年９月に「市バス運転士不足　非常事態宣言」を発出し、現在も継続している。持続可能な公共交通の維持・確保のためには、事業者による取組と、それに対する国と地方による財政支援が不可欠である。

○　京都市では、運転士の確保・定着を目的としたバス事業者への支援として、これまでの労働環境改善に資する取組に加え、令和７年度から全国初の都道府県と市町村で協調して実施する従業員の住宅確保に対する改修補助制度を新たに創設するなど、支援を強化している。

○　全国の大型二種免許保有者は年々減少しており、過半数が 60 歳以上という状況である。現在の路線を維持する前提であれば、令和 12 年には約 3.6 万人の運転士が不足すると見込まれている。令和７年の運転士の平均年収は 453 万円で、全産業平均 546 万円より約２割低い状況にあり、こうした実情も運転士不足に拍車をかけていると考えられる。国土交通省の令和９年度予算概算要求でも「旅客自動車運送事業における人材確保支援事業」が挙げられているところではあるが、担い手不足が加速している状況下において、国からの更なる財政支援が不可欠な状況である。

（総務省、国土交通省）

【提案・要望事項】

18　市バス・地下鉄事業の持続可能な事業運営に向けた支援

１　市バス事業への支援

①　物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築

②　深刻な担い手不足に対する財政支援の充実・拡充等

２　地下鉄事業への支援

①　物価、人件費高騰等を踏まえた支援制度の構築

②　地下高速鉄道整備事業費補助の継続・対象拡充

○　この間、国において、厳しい経営状況にある市バス・地下鉄事業に対して、資本費平準化債の発行対象拡充、地下高速鉄道整備事業費補助の補助対象拡充、特別減収対策企業債の廃止に伴う交通事業債（経営改善推進事業）の創設、公営企業債（脱炭素化推進事業）の継続、基礎年金拠出金公的負担分補助の対象要件等の緩和など、公営交通事業の維持・確保にお力添えをいただき厚く御礼申し上げる。

○　市バス・地下鉄事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、両事業が市民生活と多様な都市活動を支える役割を果たせるよう、以下のとおり支援をお願いしたい。

１　市バス事業への支援

⑴　提案・要望

○　お客様の御利用数は、堅調な回復基調にある一方で、車両・設備の老朽化対策の負担はもとより、運転士をはじめとする担い手確保に向けた処遇改善のための人件費、燃料費をはじめとする物価高騰による経費の増加、一部観光地における混雑への対策など、今後も厳しい経営状況が見込まれる市バス事業を維持・確保していくため、支援制度を構築すること。

○　全国的にバス運転士不足の中、京都市においても深刻な担い手（運転士・整備士）不足にあり、令和６年９月に「市バス運転士不足　非常事態宣言」を発出した。市バス事業の担い手を確保するため、採用者数増加に向けた採用活動等に係る財政支援の充実をはじめ、離職率低減、処遇改善、労働環境改善や事業の魅力発信等に係る財政支援を拡充すること。

２　地下鉄事業への支援

⑴　提案・要望

○　お客様の御利用数は、令和７年度において過去最高を更新するなど、堅調な推移を見込む一方で、車両・設備の老朽化対策の負担はもとより、担い手確保に向けた処遇改善のための人件費や電気料金をはじめとする物価高騰による経費の増加、更なる安全対策の実施など、厳しい経営状況にある。加えて、過去に発行した企業債償還に係る後年度の負担が大きい地下鉄事業の特性を踏まえ、支援制度を構築すること。

○　老朽化対策への支援として、「地下高速鉄道整備事業費補助」を鉄道既存設備の改修・更新にも活用できるよう制度を拡充することに加え、安全対策への支援として、可動式ホーム柵等のバリアフリー対策や駅出入口等の浸水対策に対する補助制度を継続するとともに、補助金の所要額を確保すること。

＜１日当たりのお客様数（速報値）＞

３　市バス・地下鉄の経営状況

○　市バス事業は、全体の３割の黒字路線が７割の赤字路線を内部補助によって支える構造であり、また、地下鉄事業は東西線建設に要する経費が大幅に増加したことで建設に係る企業債償還の負担が非常に大きく、現金収支の黒字により返済を賄いきれていないことなど、両事業とも厳しい状況が続いてきた。

○　アフターコロナにおいて、一定程度市バスの御利用は回復基調にあるものの、令和６年９月に「市バス運転士不足　非常事態宣言」を発出し、現在も継続せざるを得ないなど、担い手不足の深刻化により市バスのネットワークを守っていくことが非常に厳しい状況にある。

○　そのような中、市バス事業は、車両・設備の老朽化対策のみならず、市民生活と観光の調和に向けた一部路線・時間帯における混雑への対策など、経営環境はますます厳しさを増している。これに加えて直近では、バスの燃料である軽油の調達に関し、中東情勢の緊迫化もあり入札が不調に終わるなど、確保ができない緊急事態が生じ、一定の落ち着きは見られるものの、令和８年度４月～10 月の平均では 146 円／Ｌとなっており、令和７年度決算単価（117 円／Ｌ）と比較すると依然として高い水準にある。今後も価格高騰による調達難が続き、また、燃料の供給不足が再度発生すれば、事業の継続そのものが見通せない状況に陥る。

○　地下鉄事業は、令和７年度決算において、お客様の御利用が開業以来過去最高となった前年度を更に上回ったことなどにより、32 億円の黒字を確保できたものの、今後も人件費、物価等の高騰が見込まれる中、可動式ホーム柵の烏丸線への全駅設置の推進や、老朽化が進む施設・設備の更新、安全対策等に今後、多額の経費が必要となる見込みである。加えて、過去に発行した緩和債や平準化債の償還のピークを迎える状況にあることなどから、この先も厳しい経営状況が続く見通しである。また、原油価格上昇の影響が一定期間後には電気料金に反映される傾向があることを踏まえ、予断を許さず今後の動向を注視している状況である。

４　持続可能な事業運営に向けて

○　市バス・地下鉄事業は、市民生活と多様な都市活動を支えるうえで必要不可欠であり、引き続き両事業の持続可能な事業運営に全力で取り組む。

○　運営コストの上昇が続くと見込まれる中、より一層の経営健全化を推進したうえで、持続可能で安全かつ満足度の高い事業運営を目指し、安全運行の確保を最優先に、「前乗り後降り方式の導入」など市バスの更なる混雑対策、地下鉄烏丸線全駅への可動式ホーム柵の設置等の安全対策、駅トイレのアップグレードなど、将来を見据え、攻めの視点も取り入れた積極的な事業展開に全力で取り組む。

○　また、アフターコロナにおけるお客様数の動向や現下の人件費や燃料費等の運営コストの高騰等、経営環境が大きく変化している今、従来の延長線上にはない攻めの視点も取り入れた次期経営計画を策定していく。

（総務省）

【提案・要望事項】
19　公共施設等適正管理推進事業債の恒久化等

○　京都市が取り組む、公共施設の適正管理・適正配置の推進に対し、公共施設等適正管理推進事業債（以下「公適債」という。）といった交付税措置の手厚い地方債を措置いただいていることに御礼申し上げる。

○　他方、公適債は令和８年度までの時限措置であることを踏まえ、積極的な活用に努めてきたが、引き続き、計画的に老朽化対策等を進めていくことが必要であることから、以下のとおりお願いしたい。

○　また、多くの事業で庁舎、消防署等の公用施設が対象外となっていることなど、起債要件が厳しい状況にある。

⑴　提案・要望

○　公適債について、長期的な視点で計画的な施設改修等が進められるよう恒久的な措置としたうえで、公共施設だけでなく、公用施設も対象施設に含めるよう財政措置を講ずること。

（参考）公適債の事業一覧

事業名	事業内容	対象		市債充当率（交付税措置）
		公共施設※1	公用施設	
①集約化・複合化	延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業等	○	×	90%（市負担の 45%）
②長寿命化	法定耐用年数を超えて施設を使用するために行う改修事業等	○	×	90%（市負担の 27%）
③転用	施設の他の用途への転用事業	○	×※2	
④立地適正化	コンパクトシティの形成に資する事業等	○	×	
⑤ユニバーサルデザイン化	バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業	○	○	
⑥除却	施設の除却事業	○	○	90%（なし）
⑦集約化・複合化に伴う除却	①に伴う施設の除却事業	○	×	90%（土地価格相当分を控除した市負担の 45%）

※1　公営住宅は①～⑤対象外　※2　公共施設への転用は対象

⑵　現状・課題

○　京都市では、この間、公共施設の長寿命化や、小中一貫校等整備、３施設一体化整備（ＣＯＣＯてらす）等といった事業に積極的に上記地方債を活用し、公共施設の安全性や機能性の維持・向上等を進めてきた。

○　最大限に取組を進めてきた一方、実施可能な事業量や関係者との調整期間等により、令和９年度以降も引き続き整備に取り組む必要がある状況である。

○　加えて、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点を持って対策を進める必要があることから、公適債について、令和８年度までの時限措置ではなく、恒久的な措置とすることが必要である。

○　また、庁舎や消防署などの公用施設は、災害対策等において重要な役割を担うものの、長寿命化など、公適債の多くの事業において対象となっていない。

＜起債額の推移＞

措置初年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
約 0.6 億円	約 132.9 億円	約 34.8 億円	約 28.2 億円

※　措置初年度：平成29年度。令和８年度は当初予算額を計上

＜今後の活用見込み＞

令和９～13 年度 起債見込み	備考
約 300 億円	小中一貫校整備のほか、文化施設その他公共施設の長寿命化等が引き続き必要。

（国土交通省）

【提案・要望事項】

20　安心・安全なまちづくりのための社会資本整備や国土強靱化・防災対策の推進

１　国の予算（補助事業、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金）の十分な確保・拡充

２　第１次国土強靱化実施中期計画を着実に推進するために必要となる予算の十分かつ安定的な確保

３　国土強靱化をはじめとした社会基盤整備を計画的に進めるために必要となる、資材価格・人件費高騰等の影響を踏まえた予算の確保

○　京都市が取り組む社会基盤整備に対し、令和８年度は、国土交通省から前年度補正を含め132億円（国費）に上る補助金、交付金を措置していただいたことに御礼申し上げる。

○　第１次国土強靱化実施中期計画において、「事業規模は今後５年間でおおむね20兆円強程度を目途、資材価格・人件費高騰等の影響は予算編成過程で適切に反映」とされており、大変心強く受け止めている。

○　国土強靱化・防災対策への不断の取組を継続し、社会基盤整備を着実に推進するためには、年度当初から安定的かつ十分な財源の確保が不可欠であることから、引き続き支援をお願いしたい。

⑴　京都市の主な取組

○　京都市では、国からの補助金、交付金を都市の危機管理や成長への投資として活用し、道路整備、無電柱化、橋りょう健全化、治水対策、土地区画整理、舗装修繕、上下水道事業や住宅改良など、安心・安全なまちづくりや成長戦略を推進する社会基盤整備事業を計画的に進めている。

○　これまで「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき、市民の安心・安全を守るための防災・減災対策に取り組んできた。引き続き激甚化する自然災害に備えるため、第１次国土強靱化実施中期計画に基づき取組の更なる推進を図る。

○　令和12年度まで期間延長いただいた、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を活用し、橋りょうの耐震補強及び道路のり面対策等の防災・減災対策を実施している。

＜主な事業＞

道路整備（向日町上鳥羽線等）

無電柱化（後院通）（５か年加速化対策事業）

（国土交通省）

【提案・要望事項】市・府共同提案

21　国土強靭化・防災対策としての広域的な道路ネットワークの構築

１　堀川通の機能強化（バイパス整備等）のため、計画段階評価着手に向けた調査を強力に推進

２　滋賀京都連絡道路の計画段階評価の着実な推進と早期の事業化及び京都市と亀岡方面を結ぶ道路の実現に向けた総合的な検討

３　財源確保を含めた整備手法の検討を行う中で、地方自治体の財政負担を最大限軽減するための工夫

○　国において、堀川通の短期対策を実施いただいた結果、一部の区間で速度改善が図られた。また、滋賀京都連絡道路について、「計画段階評価を進めるための調査」を推進いただいていることに御礼申し上げる。

○　広域的な道路ネットワークは空港や港を持たない京都市において、市民の暮らしや社会経済活動、災害時の輸送を支える重要な役割を担っており、引き続き取組を進めていただくようにお願いしたい。

⑴　現状・課題

○　堀川通及び京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路については、国により令和３年度に策定された「近畿ブロック・新広域道路交通計画」において、広域道路ネットワーク路線として位置付けられた。

○　また、堀川通は、「将来道路ネットワーク研究会」（国・府・市及び有識者で構成）において、「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見が平成 30 年１月に取りまとめられており、交通渋滞の解消に向けた取組を早期に進めることが必要である。

○　京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路についても、同研究会において「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保（ネットワークの多重化）のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見があり、今後、取組を進めるに当たり、周辺地域におけるまちづくりや広域的な道路ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位、整備効果など、広域的な観点からの検討が必要である。

○　加えて、これらの実現に向けては、地方自治体の厳しい財政状況を踏まえ、様々な整備手法の検討が必要である。

堀川通の交通状況
（JR 東海道本線交差部）

国道１号（京都・大津間）の大雨に伴う土砂流出による通行通行止め状況（令和３年８月、大津市追分町付近）
［出典：滋賀国道事務所X］

（国土交通省）

【提案・要望事項】

22　上下水道事業の持続可能な運営に向けた支援

１　上下水道事業における国土強靭化のための財源の確保

２　下水道重要管路の老朽化対策に関する支援制度の充実

３　上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の推進

○　国においては、これまで京都市が推進してきた上下水道施設の更新・耐震化等について、継続して支援をいただいていることに御礼申し上げる。

○　令和８年熊本地震による被害や下水道管の破損に起因する道路陥没事故などを踏まえ上下水道施設の強靭化が求められる中、京都市においても優先度を考慮した老朽化対策・耐震化を実施しているところであり、将来にわたり市民の重要なライフラインを守り続けるため、国の支援が必要不可欠である。

○　令和９年度予算概算要求では、上下水道耐震化計画に基づき実施する耐震化事業の補助要件の緩和をはじめ、下水道の重要管路の更新・複線化や下水道メンテナンスにおける先端技術の導入など、これまで以上に取組を充実させ、要求を行っていただいている。資材価格が高騰する中においても、上下水道の老朽化対策を切れ目なく推進するために、事項要求とされている第一次国土強靭化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費も含め、今後とも必要な財源を増額確保し、強力な御支援をお願いしたい。

１　上下水道事業における国土強靭化のための財源の確保

⑴　提案・要望

○　第一次国土強靭化実施中期計画に基づき、上下水道事業における、激甚化する水害や切迫する大規模地震等への対策、予防保全型の老朽化対策を着実に実施していくため、継続的・安定的に、当初予算として必要十分な国の財源を確保すること。

⑵　現状・課題

○　京都市においては、水道管路・下水道管路の更新事業を計画的に推進しており、令和 10 年度以降、現中期経営プラン(R5-R9)から事業量及び事業費を増加し、老朽管の更新・耐震化を着実に進めていくこととしている。

○　水道管路においては、令和７年４月 30 日に発生した老朽配水管（鋳鉄製）の破損による漏水事故を受け、老朽管更新事業の重要性が広く再認識される中、国道を含む緊急輸送路に布設された口径 200㎜ 以上の配水管（鋳鉄製）については、令和９年度末までに更新などの対策を完了する計画としている。

○　下水道管路においては、全国特別重点調査で緊急度Ⅰ・Ⅱと判断された箇所の対策をはじめ、事故時に社会的な影響の大きい「重要な管路」についても対策を推進していく必要があるが、現状では、国費による支援の対象外となるものが多い。

○　特に、昨今、資材価格高騰等の影響も受け、全国的に必要事業費が増大する中、国費要望額に対する措置率が低下する傾向にあり、補助金総額の大幅な増額確保が必要である。

＜参考１　今後の水道管・下水道管の事業量及び事業費の見通し＞

＜参考２　下水道管路の全国特別重点調査＞

（京都市）

調査対象	優先実施箇所	優先実施箇所以外
全延長	約 2km	約 106km
うち、緊急度Ⅰ	約 0.2km	約 1.5km
緊急度Ⅱ	約 0.05km	約 2km

調査状況

２　下水道重要管路の老朽化対策に関する支援制度の充実

⑴　提案・要望

○　「重要な管路」の更新について、告示別表の要件にかかわらず国費の支援対象とすること。

⑵　現状・課題

○　令和８年度には、「重要な管路」の中でも、「全国特別重点調査」において緊急度Ⅰと判定された管路を補助対象とする「重要下水道管路更新事業」を創設していただいたところであるが、現在のところ、令和８年度限りの措置となっている。

○　同措置が終了する令和９年度からは、再び従来の補助要件である告示別表が適用されることとなるが、京都市が有する６つの下水道処理区域の内、特に老朽化が進んでいる処理区域内の「重要な管路」については、告示別表の対象となる延長が１割未満であるため、国費の支援が十分に受けられない状況である。

○　計画的な老朽化対策を進めていくために、「重要な管路」については告示別表の要件にかかわらず補助対象とするよう、補助要件の見直しをお願いしたい。

＜参考３　重要な管路の定義＞

次のいずれかに該当する管路

- 内径 2,000mm 以上の管路
- 緊急輸送道路、重要物流道路の下に埋設されている管路
- 軌道下に埋設されている管路
- 河川を横断する管路

＜参考４　京都市における令和９年度以降の管路の改築に係る補助対象範囲のイメージ＞

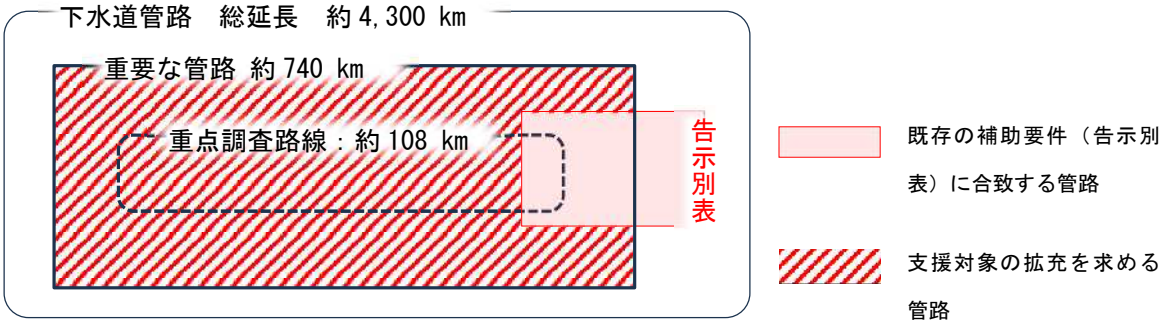

３　上下水道施設の管理・更新における新技術等の導入・普及の推進

⑴　提案・要望

○　上下水道施設の管理・更新における技術的諸課題、担い手不足等の解決を図るため、国において、新技術等の調査・研究・導入促進について主導的な役割を果たすとともに、普及に対して支援すること。

⑵　現状・課題

○　国においては、上下水道関係の技術実証事業の実施や、「上下水道 DX 技術カタログ」の策定のほか、令和８年度からデジタル技術を活用した水道・下水道管路の点検・調査を新たに地方交付税措置の対象とするなど、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に向けた技術の導入を後押しする取組が進められている。

○　新たな技術や手法を実際の現場に導入するためには、技術面・運用面においてノウハウが乏しく、実装には様々な課題があるため、新技術の導入促進や開発（流量の多い大口径管の更新技術等）に向けて国に主導的な役割をお願いしたい。

○　京都市においては、AI 技術を活用した水道管路の更新優先順位付けや下水道管内の劣化判定、デジタル空間データを活用した業務の合理化に関する共同研究にも取り組んでいる。

○　また、本市の山間地域全体において、令和８年度から令和 10 年度までの３か年で、水道スマートメーターの先行導入に着手する。本取組により、検針業務の効率化や漏水の早期発見など水道事業運営の高度化・効率化に留まらず、高齢者等の見守りなど、より広い分野で多様な効果が期待される。

○　これら新技術の全国的な普及促進と上下水道事業の持続可能性の確保の観点から、今後も中長期的かつ安定的な財政支援と技術的支援をお願いしたい。

＜参考５　京都市が取り組む新技術に関する調査研究＞

○　多様な環境データと AI 技術を活用した水道管路の更新優先順位付け手法

○　下水道事業で取り組んでいる新技術に関する調査研究

高画質管口カメラ

×

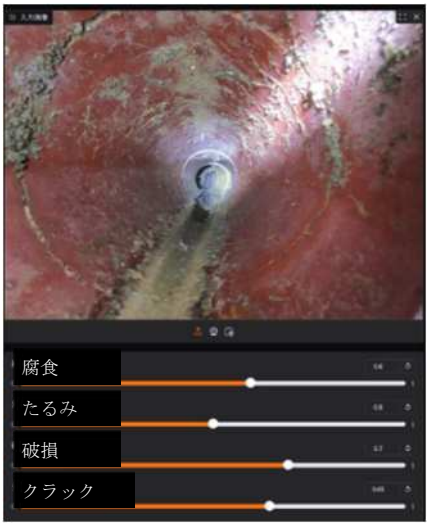

AI 画像判定技術

デジタル空間データの活用

【提案・要望事項】

23　歴史的建築物（京町家等）をはじめとする地域資源の保全・継承・活用の推進に向けた税制の充実や見直し等

１　景観再生事業を実施する建造物等に係る課税標準等の特例措置の創設（固定資産税・都市計画税、所得税・法人税、登録免許税・不動産取得税）

２　景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物に係る納税猶予制度の創設（相続税）及び課税標準の特例措置の創設・拡充（相続税、固定資産税、都市計画税）

○　エリアの魅力を磨き上げ、個性ある都市空間の実現を図るため、以下１のとおりお願いしたい。

○　また、国民共通の資産・国民的財産である歴史的建築物を適切に保全し、着実に次世代へ継承していくために、以下２のとおりお願いしたい。

１　景観再生事業を実施する建造物等に係る課税標準等の特例措置の創設（固定資産税・都市計画税、所得税・法人税、登録免許税・不動産取得税）

⑴　提案・要望

①　景観法において新たに創設された「景観再生事業」について、当該事業の推進による良好な景観再生を図るための支援として、当該事業を実施する建造物及びその敷地について、以下の特例措置を設けること。

- 固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例措置
- 所得税・法人税に係る譲渡所得の特別控除
- 登録免許税・不動産取得税の非課税措置

②　景観再生事業の運用及び推進に際し、実施区域等に係る指針等を定めるに当たっては、地域の課題や実情に応じて事業の実施が可能となるようなものとすること。

⑵ 要望の背景

○　まちの魅力磨き上げ等を通じて地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間を実現するため、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、地域の歴史・文化や景観・環境に根ざすまちづくりの推進に向けて、景観法の改正により良好な景観再生を図る制度（景観再生事業等）が創設された。

○　景観再生事業は、景観整備推進法人が所有者と締結した再生協定に基づき、所有者に代わって建造物の改修、管理及び活用を行うことにより、区域内の良好な景観を再生しようとするものであり、当該事業の実施には、所有者の協力及び物件の取得や改修等にかかる初期投資が不可欠である。

○　国土交通省の令和９年度予算概算要求においても、既存建造物の改修等への支援や、景観整備推進法人が参画するエリアプラットフォームが実施する調査・施設活用構想策定への支援など、景観再生事業に関する予算が盛り込まれている。

○　当該事業を更に推進・加速し持続的かつ連鎖的な景観再生を図るため、物件の保有・取得段階における各種税負担や、利活用に必要な改修等に対する負担の軽減措置を講じ、建物所有者及び景観整備推進法人の参入意欲を高めることが肝要である。

○　また、まちの魅力を磨き上げ、個性ある都市空間を実現するに当たっては、地域の課題や実情に応じた柔軟な事業実施を可能とする制度設計が望まれる。

２　景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物に係る納税猶予制度の創設（相続税）及び課税標準の特例措置の創設・拡充（相続税、固定資産税、都市計画税）

⑴ 提案・要望

法や条例等に基づき保全を図っている歴史的建築物（京町家等）については、所有者において適切に保全を図る必要があるため、以下の特例措置の創設に向けて引き続き検討すること。

【相続税】

① 景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物について、納税猶予制度の創設及び課税標準の控除割合の引上げ

【固定資産税及び都市計画税】

② 景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物について、課税標準の特例措置の創設

⑵ 要望の背景

○ 歴史的建築物やこれらから成る良好な景観の保全・継承は高い公益性を有し、全国的に幅広く保全・継承が図られているものの、対象となる建築物は個人の財産であり、保全・継承に対する所有者の理解及び協力が不可欠である。

○ これまでも改修補助金や維持管理費用の支援、相談体制の構築など市独自に取り組んできたところであるが、開発圧力の高い都市部を中心とする地価高騰に伴う相続税、固定資産税及び都市計画税等の税負担など所有者の経済的負担が大きく、保全・継承意向のある所有者であっても、経済的事情を背景にやむを得ず貴重な歴史的建築物を解体するケースは後を絶たない。また、所有者の高齢化等に伴い、相続や維持管理等の負担をきっかけとする滅失は今後一層増加することが予想されるため、早期に対策を講じなければならない。

○ 歴史的建築物は、国民共通の資産・国民的財産でもあり、一度失われてしまうと取り返しがつかず大きな損失となるため、滅失に至る前に対策を講じる必要があり、所有者に対し、歴史的建築物の保全を条件とする納税猶予制度や、相続税、固定資産税及び都市計画税の軽減措置等を創設・拡充し、保全・継承に一層協力いただけるよう必要な措置を講じる必要がある。

３　京都市における現状・課題

○　京都市では、平成28年度の調査で、京町家が毎年1.68％（年間約800軒）の割合で滅失しており、その保全・継承が重要な課題となっている。

○　そのため、建築基準法の適用を除外する条例を施行するとともに、平成29年に制定した「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」の下、重要な京町家等を指定する制度や、解体に係る事前届出制度の創設、所有者の経済的負担軽減のための改修費や維持修繕費の一部補助、京町家に関する相談員制度の運用など、総合的な取組を行ってきた。しかし、令和６年度の調査では毎年1.73％（年間約700軒）の割合で京町家が滅失しており、滅失に歯止めが掛かっていない状況を改めて確認した。

○　令和４年に実施した所有者等へのアンケート調査でも、京町家の維持の課題として、約半数程度の方が相続税と固定資産税の負担を挙げている。また、景観重要建造物及び歴史的風致形成建造物の所有者については、相続税・固定資産税を課題として回答した割合が特に高く、今後増加が予想される相続や維持管理における負担をきっかけとする滅失に対し、早期に対策を講じなければならない状況となっている。

○　上記の状況を踏まえ、令和８年４月に「京都市京町家保全・継承推進計画」の改定を２年前倒しで行うとともに、社会全体で京町家を保全・継承する将来を目指し、より実効性の高い施策推進を図るため、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」についても令和８年中の改正を目指している。

○　また、令和８年度の具体的な取組として、「改修補助制度の大幅拡充」、「保全・継承に向けた応援金制度の創設」、「京町家の社会的保有の推進」等、年度途中での補正予算を含め前年度比で予算を８倍に増額し、京町家の保全・継承に向けた施策の全面的な充実を行っている。

（国土交通省）

【提案・要望事項】

24　新築マンションの価格高騰への対応に係る所要の措置

⑴　提案・要望

○　首都圏をはじめとする都心部において、実需に基づかないマンション等の不動産における短期売買が増加傾向にある。今後、こうした取引の過熱によるマンション等不動産価格の著しい高騰を未然に防止するため、地域の実情に配慮したうえで、所要の措置を講じること。

○　短期売買の動向を把握するため、マンションの取引実態調査を定期的かつ継続的に実施すること。

⑵　現状・課題

○　土地や店舗・マンション等の不動産の実需に基づかない短期売買は、近年の市内中心部をはじめとした不動産価格の高騰や地域の不安につながる一因になっているのではないかとの懸念の声が、京都市内においても上がっている。

○　国においても、令和８年９月に、不動産登記情報を活用した新築マンションの取引に関する調査結果を公表し、首都圏をはじめとする都心部において、短期売買（購入後１年以内の売買）及び国外居住者による取得が増加傾向にあることが示されている。

○　京都市も他都市と同様、利便性の高い都心部において不動産の取引価格が高騰する状況にある。加えて、実需に基づかない短期売買による市内中心部のマンション等不動産の価格高騰が顕在化すれば、市域全体の更なる価格高騰を招きかねない。不動産取引の健全性を維持するためにも、対策が求められる。

○　さらに、人口減少や少子高齢化が進む状況下において、市内中心部のマンション等不動産の著しい価格高騰は、まちに活気をもたらす若者・子育て世代の住宅取得を阻害し、市内中心部の空洞化、ひいては都市の衰退を招きかねない。国土交通省では、令和９年度予算概算要求において、不動産登記情報等を活用した短期売買を含む不動産市場の実態把握の予算を計上されているほか、税制改正要望においては、「新築マンションの価格高騰への対応に係る所要の措置」として、実需に基づかない短期売買を抑制する方策について必要な検討を行うこととされている。国主導による着実な取組の推進をお願いしたい。

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当
TEL　075-222-3035
FAX　075-213-1066
令和8年11月発行　京都市印刷物　第 081747 号